

第百五十一回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録 第 九 号

平成十三年四月六日(金曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 谷畑 孝君 理事 森 英介君

理事 吉田 幸弘君 理事 大石 正光君

理事 鍵田 節哉君 理事 福島 豊君

理事 奥山 茂彦君 上川 陽子君

鴨下 一郎君 木村 義雄君

北村 誠吾君 熊代 昭彦君

田中眞紀子君 田村 憲久君

竹下 亘君 西川 京子君

林 省之介君 松島みどり君

三ッ林隆志君 宮腰 光寛君

宮澤 洋一君 森山 眞弓君

吉野 正芳君 家西 悟君

大島 敦君 加藤 公一君

金田 誠一君 鎌田さゆり君

釘宮 磐君 古川 元久君

三井 辨雄君 水島 広子君

山井 和則君 青山 二三君

江田 康幸君 樋高 剛君

小沢 和秋君 木島日出夫君

阿部 知子君 中川 智子君

小池百合子君 川田 悦子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(財務省大臣官房審議官)

政府参考人

(国税庁調査査察部長)

政府参考人

(厚生労働省年金局長)

厚生労働委員会専門員

宮武 太郎君

委員の異動

四月六日

辞任

三井 辨雄君

同日

辞任

鎌田さゆり君

四月三日

確定給付企業年金法案(内閣提出第三四号)

同月五日

社会保障の拡充に関する請願(土屋品子君紹介)

(第一〇二〇号)

同(中沢健次君紹介)(第一〇二二一号)

同(大谷信盛君紹介)(第一〇七二二号)

同(堀之内久男君紹介)(第一〇七三三三)

同(水島広子君紹介)(第一〇七四四四)

同(大森猛君紹介)(第一一六二二二)

同(志位和夫君紹介)(第一一六三三三)

同(古野正芳君紹介)(第一一六四四四)

食品の安全を確保するための、食品衛生法の改正と充実強化に関する請願(浅野勝人君紹介)

(第一〇二二三号)

同(植竹繁雄君紹介)(第一〇二三三三)

同(菅野哲雄君紹介)(第一〇二四四四)

同(久保哲司君紹介)(第一〇二五五五)

同(菅原喜重郎君紹介)(第一〇二六六六)

同(滝実君紹介)(第一〇二七七七)

同(菱田嘉明君紹介)(第一〇二八八八)

同(前田雄吉君紹介)(第一〇二九九九)

同(奥野誠亮君紹介)(第一〇三〇〇〇)

同(川崎二郎君紹介)(第一〇三七六六)

同(菅野哲雄君紹介)(第一〇三七七七)

補欠選任

鎌田さゆり君

補欠選任

三井 辨雄君

同(木村隆秀君紹介)(第一〇七八八八)
同(木村義雄君紹介)(第一〇七九九九)
同(穀田恵二君紹介)(第一〇八〇〇〇)
同(左藤章君紹介)(第一〇八一一一)
同(達増拓也君紹介)(第一〇八二二二)
同(中村哲治君紹介)(第一〇八三三三)
同(西川公也君紹介)(第一〇八四四四)
同(蓮実進君紹介)(第一〇八五五五)
同(平岡秀夫君紹介)(第一〇八六六六)
同(前田雄吉君紹介)(第一〇八七七七)
同(水島広子君紹介)(第一〇八八八八)
同(栗屋敏信君紹介)(第一〇八九九九)
同(河村建夫君紹介)(第一〇九〇〇〇)
同(菅野哲雄君紹介)(第一〇九一一一)
同(黄川田徹君紹介)(第一〇九二二二)
同(小林憲司君紹介)(第一〇九三三三)
同(中林よし子君紹介)(第一〇九四四四)
同(前田雄吉君紹介)(第一〇九五五五)
同(菅野哲雄君紹介)(第一〇九六六六)
同(岸本光造君紹介)(第一〇九七七七)
同(齊藤鉄夫君紹介)(第一〇九八八八)
同(田村憲久君紹介)(第一〇九九九九)
同(前田雄吉君紹介)(第一〇一〇〇〇〇)
同(増原義剛君紹介)(第一〇一〇一一一)
同(森岡正宏君紹介)(第一〇一〇二二二)
無認可保育所への公的助成等に関する請願(鍵田節哉君紹介)(第一〇一〇三三三)
保育・児童保育予算の大幅増額に関する請願(原陽子君紹介)(第一〇一〇四四四)
視覚障害者のパソコンと周辺機器・ソフトの購入への公的助成に関する請願(遠藤武彦君紹介)(第一〇一〇五五五)
同(田村憲久君紹介)(第一〇一〇六六六)
同(三井辨雄君紹介)(第一〇一〇七七七)
同(阿部知子君紹介)(第一〇一〇八八八)

同(金田誠一君紹介)(第一〇九〇〇〇)
同(上川陽子君紹介)(第一〇九〇一一)
同(川田悦子君紹介)(第一〇九〇二二)
同(熊代昭彦君紹介)(第一〇九〇三三)
同(谷畑孝君紹介)(第一〇九〇四四)
同(古川元久君紹介)(第一〇九〇五五)
同(三ッ林隆志君紹介)(第一〇九〇六六)
同(水島広子君紹介)(第一〇九〇七七)
同(宮腰光寛君紹介)(第一〇九〇八八)
同(森山眞弓君紹介)(第一〇九〇九九)
同(鍵田節哉君紹介)(第一〇九一〇〇)
同(木村義雄君紹介)(第一〇九一〇一)
同(小池百合子君紹介)(第一〇九一〇二)
同(吉田幸弘君紹介)(第一〇九一〇三)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(安住淳君紹介)(第一〇九一〇四)
同(遠藤武彦君紹介)(第一〇九一〇五)
同(尾身幸次君紹介)(第一〇九一〇六)
同(鹿野道彦君紹介)(第一〇九一〇七)
同(鍵田節哉君紹介)(第一〇九一〇八)
同(鎌田さゆり君紹介)(第一〇九一〇九)
同(川田悦子君紹介)(第一〇九一〇一〇)
同(岸本光造君紹介)(第一〇九一〇一一)
同(久保哲司君紹介)(第一〇九一〇一二)
同(小池百合子君紹介)(第一〇九一〇一三)
同(小西哲君紹介)(第一〇九一〇一四)
同(今野東君紹介)(第一〇九一〇一五)
同(左藤章君紹介)(第一〇九一〇一六)
同(佐藤静雄君紹介)(第一〇九一〇一七)
同(佐藤敬夫君紹介)(第一〇九一〇一八)
同(坂本剛二君紹介)(第一〇九一〇一九)
同(田村憲久君紹介)(第一〇九一〇二〇)
同(棚橋泰文君紹介)(第一〇九一〇二一)
同(近岡理一郎君紹介)(第一〇九一〇二二)
同(土屋品子君紹介)(第一〇九一〇二三)

同(徳田虎雄君紹介)(第一一五五号)
同(虎島和夫君紹介)(第一一五六号)
同(中川正春君紹介)(第一一五七号)
同(中田宏君紹介)(第一一五八号)
同(原田昇左右君紹介)(第一一五九号)
同(細川律夫君紹介)(第一一六〇号)
同(前原誠司君紹介)(第一一六一号)
同(三井雄雄君紹介)(第一一六二号)
同(御法川英文君紹介)(第一一六三号)
同(水島広子君紹介)(第一一六四号)
同(宮腰光寛君紹介)(第一一六五号)
同(山口俊一君紹介)(第一一六六号)
同(山口和則君紹介)(第一一六七号)
同(山元勉君紹介)(第一一六八号)
同(稲葉大和君紹介)(第一一六九号)
同(大森猛君紹介)(第一一七〇号)
同(金田誠一君紹介)(第一一七一号)
同(上川陽子君紹介)(第一一七二号)
同(木島日出夫君紹介)(第一一七三号)
同(熊谷弘君紹介)(第一一七四号)
同(熊代昭彦君紹介)(第一一七五号)
同(穀田忠二君紹介)(第一一七六号)
同(佐藤剛男君紹介)(第一一七七号)
同(志位和夫君紹介)(第一一七八号)
同(島聰君紹介)(第一一七九号)
同(達増拓也君紹介)(第一一八〇号)
同(津島雄二君紹介)(第一一八一号)
同(西村眞悟君紹介)(第一一八二号)
同(野田聖子君紹介)(第一一八三号)
同(萩野浩基君紹介)(第一一八四号)
同(原口一博君紹介)(第一一八五号)
同(春名真章君紹介)(第一一八六号)
同(日野市朗君紹介)(第一一八七号)
同(平岡秀夫君紹介)(第一一八八号)
同(藤井孝男君紹介)(第一一八九号)
同(藤木洋子君紹介)(第一一九〇号)
同(細川律夫君紹介)(第一一九一号)
同(堀之内久男君紹介)(第一一九二号)
同(松島みどり君紹介)(第一一九三号)

同(松宮勲君紹介)(第一一九四号)
同(村田吉隆君紹介)(第一一九五号)
同(持永和見君紹介)(第一一九六号)
同(森山眞弓君紹介)(第一一九七号)
同(八代英太君紹介)(第一一九八号)
同(山崎拓君紹介)(第一一九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第二〇〇号)
同(甘利明君紹介)(第二〇一号)
同(遠藤和良君紹介)(第二〇二号)
同(大島章宏君紹介)(第二〇三号)
同(木村義雄君紹介)(第二〇四号)
同(黄川田徹君紹介)(第二〇五号)
同(谷垣禎一君紹介)(第二〇六号)
同(谷本龍哉君紹介)(第二〇七号)
同(江田康幸君紹介)(第二〇八号)
同(加藤紘一君紹介)(第二〇九号)
同(北村誠吾君紹介)(第二一〇号)
同(古賀正浩君紹介)(第二一一号)
同(斎藤鉄夫君紹介)(第二一二号)
同(高橋嘉信君紹介)(第二一三号)
同(古屋圭司君紹介)(第二一四号)
同(古川貴盛君紹介)(第二一五号)
同(吉田幸弘君紹介)(第二一六号)
同(吉田幸弘君紹介)(第二一七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二一八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二一九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二二九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二三九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二四九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二五九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二六九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二七九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二八九号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九〇号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九一号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九二号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九三号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九四号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九五号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九六号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九七号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九八号)
同(古田幸弘君紹介)(第二九九号)
同(古田幸弘君紹介)(第三〇〇号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、確定給付企業年金法案を議題といた
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
確定給付企業年金法案(内閣提出第三四号)
○坂口国務大臣 ただいま議題となりました確定
給付企業年金法案について、その提案の理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。
我が国は、少子高齢化の進展、産業構造の変化
等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年
金に上乗せして給付を行う年金制度につきま
し、このような変化に対応することが要請されて
おります。
この法律案は、確定給付型の企業年金につ
いて、給付の保護等を図る立場から、労使の自主性
を尊重し、統一的な枠組みのもとに制度の整備を
行うものであります。これにより、公的年金を上
台として、確定拠出年金とともに国民の自主的な
努力を支援する仕組みとするものであります。
以下、この法律案の主な内容につきまして御説
明申し上げます。
第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使
で合意した規約に基づき、信託会社、生命保険会
社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、
または、事業主とは別法人の企業年金基金を設立
することにより実施することとしております。
第二に、給付は、加入者が老齢になった場合及
び脱退した場合に支給するものとして、障害が
障害を受けた場合または死亡した場合にも支給す
ることができるとしてしております。
第三に、加入者の受給権保護等を図る観点か
ら、将来にわたって約束した給付が支給できるよ
う、約束した給付に見合う積立金を積み立てなけ
ればならないものとするとともに、企業年金の管
理または運営にかかわる者の責任や行為準則を明
確化するほか、年金規約の内容を従業員に周知
し、企業年金の実施状況について加入者に情報開
示することとしております。

第四に、確定給付企業年金相互や、厚生年金基
金、確定拠出年金との間の移行ができることと
してしております。
最後に、確定給付企業年金に係る給付、掛金及
び積立金について、各税法で定めるところによ
り、税制上必要な措置を講ずることとしておりま
す。
なお、この法律の施行日は、一部の事項を除
き、平成十四年四月一日としております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決して
いただきますようお願いを申し上げますと思いま
す。
○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わしまし
た。
○鈴木委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として財務
省大臣官房審議官木村幸俊君、国税庁調査査察部
長金井照久君及び厚生労働省年金局長辻哲大君の
出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま
す。御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。
○鈴木委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。小池百合子君。
○小池委員 おはようございます。
確定給付企業年金法につきまして御質問をさせ
ていただきます。
私は、この企業年金というところに大変興味を
持って、これまでさまざまな勉強もさせていた
だいてまいりました。このたび、この確定給付企
業年金、そしてこの後で確定拠出企業年金という
ことで、結果的に国会運営の立場から個々に審議

が行われることになったわけですが、本来は、給付と拠出は非常に密接に関係があり、お互いに補充し合うものでございますので、本日は質問者といしましてまともな御質問をさせていただいたかったというのが正直なところでございます。

いずれにいたしましても、米国の場合ですと、E R I S A法というものが全体的な包括的なシステム設計があり、その中で給付と拠出とそれぞれの考え方、さらにその二つそれぞれのシステム設計がありということでトータルに進んでいるわけでございます。その意味で、今回、ともに企業年金の改革がトータルで行われたということは大変喜ばしい、まずは新たな出発点に立ったのかなというふうに考えております。これまでのこの積み重ねに対しての御苦労に心から敬意を表したいというふうに思っております。

ということですが、まずこの企業年金の問題に、私自身も非常に驚いたといましようか、惨たんたる状況について興味を持った、古くは平成六年の日本結核で、この企業年金の破綻と申しましようか、そういったことから次々と増えて小さなばやがあたり燎原の火のように広がって、そして、企業年金の限界と申しますか、それを露呈してきた。さらには、株価の低迷そして超低金利ということで、二重三重の問題を抱えているのが現状だと認識をいたしております。

そしてまた、最近の個人消費の低迷。きょうは新聞に、子供たちがキレるだけでなく四十九歳の年齢の人が一番キレる、犯罪が一番多いなどという記事も載っておりまして、これら消費の低迷、そしてこういった社会秩序の不安定さ、こういったものは、やはり将来に対しての漠然たる不安というのがその根っこにあるということではあるけれども今感じているところでございます。

その意味でも、産業構造が変わり、そしてこれまでの終身雇用制度が変わり、さらには永遠にあるであろうと思われた企業そのものが倒産をしていく、そしてまた合併をする、再編をする、本当

に大変流動的な時代になった。

そういった意味で、拠出の部分ですと特にポータブル化、今回の給付でもポータブル化ということも進められている。幾つかのポイントが今回の改正ということに含まれているわけでございますが、まず、せっかくきょうはトップバッターに立たせていただいておりますので、この企業年金改正、特に給付ということにつきまして大きな目的とねらい、そしてまた、一番のポイントは受給権の保護でございますけれども、それに対しての改革について御説明をしようだいでできればと思います。

○辻政府参考人 まず、法案の目的、ねらい、受給権保護、こういったポイントについて御説明を申し上げます。

現行の確定給付型の企業年金、これは、厚生年金基金、適格退職年金、この二つのタイプがございますが、近年の今御指摘のような厳しい経済環境のもとで、企業倒産の際に年金資金が十分に確保されていないといった事例も出てきておりまして、受給権保護のための制度整備が必要であるという背景のもとで、積み立て義務を中心とした受給権保護を図るための措置を今回統一的に定め、そして確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするものでございます。

特に、御指摘の受給権保護につきましては、まず、将来にわたって確定給付ということで約束した給付が支給できるように、年金資産の積み立て基準を設定いたしまして、積み立て不足の場合には掛金の追加拠出を行って一定期間内に不足金の解消を図るといったルールを整備いたしまして、そして、そのもとの企業年金の管理運営にかかわる者について、加入者に対する忠実義務などの責任、あるいは利益相反取引の禁止といった行為基準を明確化して的確な管理運営を行っていただき、なおかつ、事業主等は年金規約の内容に従業員に周知して、財務状況について加入者への情報開示を行う、こういったことにより受給権の保護

を図ろうとするものでございます。

○小池委員 受給権保護、つまり、これまで参加していてももらえないんじゃないかというような大変な恐怖というか、これまで積み立てをしていく意味がなくなるといようなことまでつながるわけでございますが、その意味で、今回の改正がこの受給権の保護、それを第一に考えておられるというのは、これはもう当然必要なことかと考えています。

そして、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、今回のこの給付の部分と拠出の部分とで、そして全体の設計の中でということでございますけれども、私は、この拠出年金、給付がだめだから拠出があるさということには、そう話は簡単なことではないということには承知をいたしております。

また、先に既に始めているアメリカなども、きょうはナスダック、そしてニューヨーク市場、それぞれ大変な上げを演じたわけでございますけれども、これも大変な不確定という中で、四〇一kの参加者にとつては、急にそこから退場できないだけに、冷や冷やどきどきといったようなことでもあらうかと思えます。

しかし、いずれにせよ、選択肢をふやすという意味で、また、さらには特に新しい産業を始めるに当たりまして、こういった年金制度をきつちりするというのがよき人材の確保にもつながるといふ企業側の論理もございまして、また一方で、勤める側といたしまして、これだけの企業合併等々が頻りに起こるような中では、そのポータビリティというものが大変重要だということではあるわけでございます。

今回の企業年金の改革、そしてまた今申し上げました確定拠出年金の導入、これはともに必要なる改革だと思われたいでございますけれども、こうして上乗せの年金制度を充実する、そして整備をするということ、老後の所得保障の基本であります公的年金の一層の水準の引き下げ、これを意図しているんじゃないかというふうな見方

もあるかと思えます。この辺のところを改めて確認だけさせていただきます。

○辻政府参考人 まず、公的年金についてでございますけれども、少子高齢化が大変進んでいく中で、将来世代の過重な負担を防ぐとともに確実な年金を約束するといふ考え方のもとで、昨年、公的年金制度の長期的な安定を図るための年金改正を行っていただいたところでございます。

今回提出いたしております二法案は、その上乗せの私的年金の整備充実を図ることを目的としておりまして、公的年金の縮小や水準切り下げといったものは全く意図されているものではございません。

○小池委員 そうあるべきというのか、そうしてもらわないと困るわけでございます。

そしてまた、この年金制度、これまで大変複雑でございました。それを主管する官庁も縦割りでございましたし、それを主とする、受け取る側も、受け取る側とすれば年金で将来の保障というところに繋がれば、それはどういふものであっても同じことではございますが、非常に複雑で、三階建てというふうな形になっていたわけでございます。

全国民共通である基礎年金、そして報酬比例に対応した厚生年金、共済年金、そして厚生年金の上乗せ部分としての年金基金という三階建てであるわけでございますけれども、ずっと経済戦略会議の文章をフォローいたしておりますと、将来の年金制度といたしまして、公的年金は基礎年金に限定して、それ以外は民営化すべきだといふような御意見を明確に述べておられます。これまで、厚生省の審議会の方では、幾つか、五つぐらいい併記したり、それで一体どうなんだという結論が見えていない。多くの部分は政治がそれを判断するということを追われているといふふうには思われるわけでございますが、今申し上げました経済戦略会議でのやりとりでございますね、つまり、それ以外の部分は民営化すべきという案、これについてはどういふスタンスでおられるのか、伺わせてください。

○榊屋副大臣 お答えを申し上げます。最初、大臣が実は国会の対策でちょっと席を外しております。おわびを申し上げます。

厚生労働省といたしまして、やつとこの年金の二法のうち一つの審議に入っていたわけでありまして、委員初め理事の皆様の御努力に心から感謝を申し上げます。

今委員からお話がありました公的年金につきましては、高齢者の生活の基部分を終身にわたって確実に支えるということが公的年金の役割であります。委員からもお話がありましたように、老後生活の基礎的費用を賄う基礎年金を全国民共通の給付として保障する、あわせて、被用者に對しましては、退職後に賃金収入がなくなるわけでありまして、これを配慮しまして、報酬比例の年金を保障する、兩者を合わせて、公的年金として、現役世代の手取り年収のおおむね六割を確保するという公的年金が動いているわけであります。

委員からお話のありました経済戦略会議の報告、この中で、公的年金を基礎年金のみとする、そして報酬比例部分は民営化したらどうか、というお話であります。民営化した年金では、物価や賃金の変動に対応しまして実質的な価値を維持した給付を終身にわたって保障することはなかなか難しい、困難ではないかという点もあります。それから、企業年金のない中小企業などに勤めるサラリーマンの高齢期における所得保障、これが基礎年金のみにならぬか、こういうこともあるわけでありまして、大きな問題があるというふうにも考えているところでもあります。

私ども厚生労働省といたしましては、将来の年金制度につきましては、高齢者の生活の基部分を将来にわたって確実に支える役割を担う公的年金については、社会保険方式を基本としながら、保険料負担と国庫負担を適切に組み合わせて、その安定的な運営に努めていきたいとともに、これを

補完し、多様化する老後のニーズにこたえる企業年金など私的年金の普及、育成にも努めることによりまして、将来にわたって安定し、安心できる年金制度の構築に努めていきたい、このように考えているところでございます。

○小池委員 今最後におっしゃいました私的年金を進めていくということですが、具体的にはどういうことを考えておられるのか、伺わせてください。

○辻政府参考人 私的年金の概念でございますが、公的年金は世代間扶養といった考え方のもとでの仕組みのものであるのに対して、私的年金、すなわち私的な積み立てたもの、そして積み立てたものが運用されて給付に回る、こういった私的な原理に基づく年金ということで、現時点においては、先ほど申しました二つのパターン企業年金、そして御指摘のあります、もう一つ新たなものとして、確定拠出の企業年金、こういったものを指しております。

○小池委員 その私的年金の中の今回の改正でございすけれども、規約型とそして基金型の二つのタイプの創設ということでございます。そして、将来的にはこの規約型と基金型、そして今の厚生年金基金の三つの存在ということになるわけでございますけれども、最初に申し上げた二つの新規のタイプの創設の意義、そしてこの三つが併存するという点、それぞれの役割について整理をしてお答えください。

○辻政府参考人 まず、今回の新企業年金、いわゆる今回の法案に基づきます新たな企業年金、規約型企業年金、基金型企業年金がございす。

規約型企業年金は、まず労使が合意した年金規約に基づきまして、事業主と信託会社、生命保険等の資産管理運用機関との間で契約を締結いたしまして、事業主、母体企業の外で年金資産を管理運用し、年金給付を行うものでございす。一方、基金型企業年金、これは、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金というものを労使合意に基づいて設立した上で、その基金において年

金資産を管理運用し、年金給付を行うものでございす。

この規約型と基金型の関係でございますが、規約型は、単独の企業が企業年金を実施するには適しておらず、例えば、中小企業の一定の集団を母体として企業年金を実施する場合のように複数の企業が集まって実施する場合、事業主全員の同意が必要であるといったことなど、意思決定手続で大変煩瑣、非効率な面が出てまいります。このため、母体企業とは別の法人格で、理事会、代議員会などの意思決定の仕組みを持った基金型企業年金が必要として設けられたものでございす。

一方、御指摘の厚生年金基金でございますが、これは、厚生年金の、終身にわたって給付するという終身年金の給付に上乗せして一定以上の水準の給付を一体的に行うものでございす。これは、老後の生活設計という面では、この終身年金を基本とする厚生年金基金についての信頼感は大いにあると考へます。

このようにことから、企業独自の年金として終身年金を行うという特徴を持った、そして厚生年金の代行を行うということによってスケールメリットもある、こういった厚生年金基金についてはなお意義があるものと考え、この三つの形というものを用意いたしました。このような選択肢について、個別企業の事情などに応じて適切な選択ができるようにしようとするものでございす。

○小池委員 これまでの企業年金、厚生年金基金の形態はさまざまございす。大きな一社で運用する、そしてまた組合で、組合というか同業の人たちで運用するといったような形でございますが、今回、そういう意味で、プロがもっと入ってくるということになってくる。ただ、最近、そのプロというのが、どうもプロ自身がけじめ信頼ができません、このあたり言い出しますと全く切りもないうございす。ただ、いずれにいたしましても、これまでの企

業年金、年金基金の担当者たるものや、中には本当に大丈夫かしらという部分もございす。目的は、将来みんなでお互いに保障し合うという部分の意味でこの給付があるわけございす。冒頭にありました受給権の保護ということもよくバックアップしていくための法律になればというふうにも思っております。

また一方で、今回のこの法案の中にも情報開示という点がございす。いきなり突然、積み立て不足で解散しますと言われると、これは大変な騒ぎでございす。また、よく生命保険とかそういったものについては、大体規約というのはいくらと読めないで書いてあつて、ただやっていると証拠を残すためぐらゐの不親切さがございす。今それぞれの運用がどうなつていのか、そして今後、これからこの組合についてはどうなんだ、基金についてはどうなんだという、本

当に、情報開示をしつかりやることがある意味では安心につながる。その結果として、もつと不安になつたりするかもしれない。しかしながら、情報開示の義務をより明確にしたという点では、今回の改正というのはまさに必要な事項を盛り込んでおられると考へるわけございす。

この情報開示をさらに強化されるというその目的、そして効果ということについて伺わせていただきたいと思います。

○辻政府参考人 これまで、受給権保護に関しまして、制度によりましては、制度の積み立て状況はどうなつているか、あるいは、場合によっては制度を廃止したかどうかといったことさえ知らされないといたことがございす。その点、今回、企業年金におきまして、従業員が自分の会社の制度の内容をまず十分あらかじめ理解している、そして企業年金の実施状況について十分な情報を得ることが保障される、そういうような義務規定が入つております。

具体的には年金規約ということで、先ほど申しました。年金規約に基本的な権利関係はすべて載せておるわけですが、この規約の内容を事業主は従業員に周知しなければならぬ。それから、御説明申しました積み立て基準に対してどのような状態にかかったチェックを含めた財政状況などにつきまして情報開示を、従業員として加入者、受給者の方に周知するようにするという義務づけが入っております。

○小池委員 先ほど申し上げましたように、これまで、そういったことをやりますと、ちゃんと法律で定められたことはこなしていますよ、やっていますよという、まるでアリバイづくりのように、細かい、読めない、そういう説明がついてたわけですが、そういう責任逃れではなくて、やはり、受給者が安心して参加できる、その目的を果たすような方法を徹底されるようにお願いをしたいと思います。

いきなり、青天のへきれきなんです。積み立て不足で解散せざるを得ないなんてのが突然出てくる。大体うまくいっていないときというのは、担当者というのは往々にして隠したがるものでございます。そうではなくて、やはりその経過も明確にしていかなければ、ふたをあけてみればバケツの底があいていたということでは困る。さらには、今回いろいろ問題が出てきているのも、時価会計導入ということで会計システムが変わってくると、退職金の取り扱い等々によって大きく会社の企業業績にもかかわってくる。アメリカの場合を見ておりましたが、拠出というのが入ったときも大体大きなブレッシャーとなったということも、産業構造の変化、そしてまた人材の流動化というのがアメリカでこれまで以上に高まったということからも、それらを背景に出ているものと考えております。

ところで、次に伺いたいことは、積み立ての義務に関してでございます。これはまさに受給権保護措置の中でポイントとなるわけでございますけれども、この積み立ての義務を課すということ、

これを具体的に御説明を伺わせてください。○辻政府参考人 積み立ての義務、具体的内容を御説明申し上げます。

この法律によりまして新企業年金におきましては、これまでの厚生年金基金と同様、毎事業年度末の決算時におきまして、給付に充てるべき積立金の積み立て状況が一定の基準を満たしているかどうかを検証することを義務づけております。具体的には、その積み立て基準には二種類ございます。

その一つは、制度が今後も継続することを前提として、将来にわたって得られる掛金収入と、将来の給付を賄うために現時点で保有しておくべき積立金、制度的に責任準備金と呼んでおりますが、これが積み立てられているかどうか、すなわち、作成した長期計画どおり積立金が積み立てられているか、そして掛金を取るようになっていくかということを検証するものでございます。

そして、もう一つの基準は、仮にそのときに制度が終了した場合に、各加入者または受給者に係る、その時点で加入者の既に入った期間に見合った給付を行うために最低限保有すべき積立金が積み立てられているかどうか、これは最低積立基準額と称しておりますが、この点についても、あるかどうかをチェックする。そして、これらが不足する場合は一定期間に穴を埋めるように計画を立てることを義務づけるものでございます。

○小池委員 穴はあかない方がいのでございませうが、将来いろいろな要素がこれから、または、考えられないような要素も出てくることがあると思います。その意味で、積み立て義務、これは受ける方からすれば大変重要でございませうが、一方の企業とすれば、現状を考えますと、企業もなかなか青息吐息といったところがあるわけでございます。

こういった中で、いろいろ企業側の方も存続をかけているような状況にあったとき、この積み立ての義務というのが重荷になる、そしてかえって全体をおかしくする。つまり、企業そのものが

もうお手上げというようなことにも陥りかねない。この辺は本末転倒になるかと思えますけれども、このあたり、企業に対しての重みといいたしようか、積み立て義務の負担、これをどのよう

に考えておられるのか、伺います。○辻政府参考人 特に積み立て義務というものが新たにかかる、すなわち、今申しましたような義務を満たしていないことのある得る仕組み、すなわち適格退職年金でございませうが、この適格退職年金について、今回のこの制度により、受給権保護のための今言ったような規制がかかるわけでございます。

まず、これにつきましては、円滑な移行が図られますように十年間の移行期間を設けて、しかも積み立て不足について、必要な期間について一定の経過措置を講ずる、あるいはまた、移行先につきましては、適格退職年金から新制度への移行、新企業年金への移行以外に、確定拠出年金への移行、あるいは中小企業退職金共済制度への移行、こういった各方面への移行も可能というふうに制度的に用意しております。

そのような意味で、企業の負担、大変な面もございませうけれども、それが過剰なものになることではないというふうに考えております。

○小池委員 そうあつてほしいと思うんですが、最近の経済状況というのはなかなか、なかなかどころではない、大変厳しいものがある。

ちよつと話が前後するようでございますけれども、最近、積み立て不足で解散する基金が一体どれぐらいあるのか、この辺ちよつと数字的に教えてください。

○辻政府参考人 最近の解散の状況を申し上げますと、平成九年度で十四基金、平成十年度で十八基金、平成十一年度で十六基金、そして平成十二年度、直近でございますが、最多の二十九厚生年金基金が解散いたしております。

○小池委員 数にすればそれぐらいなのかもしれませんが、そこにかかわっている従業員の数たるや大変広がりがあるわけでございます。その意味

で、冒頭から申し上げております受給権保護ということ達成するためのあらゆる施策をとらなければならぬということ、その数字を聞いて改めて感じた次第でございます。

しかし、積み立て義務を課すということでございますけれども、では、本当に財政運営は確実なものになるのか、一体本当に改善されるのか、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○辻政府参考人 今申しましたように、あらかじめ、各年度末、年度末でチェックをいただきまして、その都度計画を立てて、その都度対応する。これまでは、大きな問題が出たものはずつと放置されておった、そしてある一定の大きな変動のときに行き詰まってしまうということでございますが、これからは刻一刻と、毎年度でございますので、そのような、あらかじめの拠出義務、そしてそれについても長期間予定を立てて償却するとして、足元、足元から始める、こういうこととでございますので、今後このような、突然なくなつて大変だといったことは起こらないようになつていくように私も願つて、この法整備をさせていたいただいております。

○小池委員 その意味で、繰り返しになりますけれども、情報開示ということは大変重要なポイントだと思ひます。突然死なんということになりますと、これは受ける方からすれば本当に卒倒するようなものでございませうし、会社がつぶれるというだけでなく、その前に積み立て不足でパンザイなどというところになりますと、本当に不安になるわけでございます。不安が不安を呼ぶという悪循環、これをぜひとも断ち切るきっかけとなればと私も願つております。

次に、代行返上というところでございませう。実は、この年金の問題、代行の返上というのは非常に大きなテーマであつたことは周知のとおりでございますけれども、今回、この代行返上を認めるに至つた経過、そしてその効果のほどについて伺わせてください。

○辻政府参考人 代行返上、この部分を返上いた

しますときに、それに対応するいわば資金というものを返上するわけでございますが、返上する場合、払い込みは基本的にはまず金銭で行うことが原則でございます。しかしながら、代行返上というところを行いますときに、いわば返上したものをまた運用するわけでございますので、運用するときに、またもう一度、売ったものを買うということになりますと、むしろ株価等に不必要な変動が生じまして運用にマイナスになるといったような支障が生じます。

そのようなことから、一定の条件のもとに現物による返上といった道も開くような形で代行返上というものを認めるといいますので今回の法案は成っております。

○小池委員 私もその経済対策プロジェクトの一員といたしまして、この部分、いろいろと経過もございましたけれども、こういった代行返上も認めざるを得ないというような立場に立ったところでございます。

それから、この年金に関連いたしましたして、この後スミーズに確定拠出年金法案の審議にお入りいただいて、そして、一日も早くこの新しい選択肢、これはこれまでの、いわゆる給付の部分の、毀損をされていて、もうこれはだめだ、だからこれまでのところはもうなかったことにして新しく始めるにはちょうどいいやなどという簡単なものではございませんで、私は、むしろ新規産業を立ち上げる際のバックアップの選択肢としてつくるべきだという、基本的なスタンスはそこに持たたいというふうに思っております。

そういった意味で、こういった廃業であるとか失業がふえる中で、新しい産業を育てて、そして新しい人材マーケットをつくるというの、実はこれが一番重要な点でございますので、一日も早く確定拠出年金についての審議、そしてまたそれを成立させていくというの大きな経済対策、そして社会保障の新たな形ということにつながると信じておりますので、これは委員の皆様方の御同意も得て進めなければ、またそのために最善の

努力をせねばと思っておりますのでございます。それで、ちょっと話は違う側面でございますが、最近、労働という人材の移動が激しくなるのはほとんど関係ないと思いますが、離婚もふえてきております。そういった中で、やはり女性を抱える問題というのは、この年金の問題でも、離婚した場合にいろいろな面で受けられない、不利である等々、そういったマイナスの点があるかと思ひます。

ということで、私は、女性ももっと個として明確な対象とすべきではないかと考えているわけでございますけれども、例えば、こういった離婚した女性が年金を、私的並びに公的でございますけれども、この問題点について厚生労働省としてどうお考えになっているのか、まずそれを伺いたいと思ひます。

○榊屋副大臣 離婚の増加というお話であります。それから、あわせて、恐らく女性の年金をどうとらえていくかということ。これは、今ずっと議論されておりますのは、個別に年金受給権を持った方がいいという議論あるいは保険料負担の義務も持つてもらいたい、そういう声もあるわけでありまして、なかなか悩ましい問題であります。が、実は、昭和六十一年の年金法の改正によりまして、女性の年金権というのは基礎年金の部分では相当整理をされたというふうに思っております。

したがって、妻自身が国民年金の第一号被保険者あるいは厚生年金の被保険者として保険料を納付してきた場合には、それを根拠に年金が計算をされる、あるいは、妻が国民年金の第三号被保険者であった場合には、離婚後も保険料納付期間としての取り扱いに変更されないということとでありまして、私は六十一年の基礎年金のあの形、三号被保険者が入ってきたことが一つの大きな一定の成果であったというふうに思っております。

恐らく委員は、近年の離婚の増加等に伴いまして、個人の年金権をさらに確立するという観点も大事ではないか、基礎年金の給付に加えて厚生年

金についても年金権をどう考えるかというように、こんな御議論かというふうに思うわけでありますが、私もこの職に来る前もずっとそれを研究してまいりました。

しかしながら、我が国において、夫婦の結婚期間中に取得した財産の半分は妻のものかどうかというところが果たして定着しているのかどうかというところもありまして、あるいは現行民法が夫婦別産制となつていて、あるいは離婚時の妻の財産権は個別の事情に応じて司法手続で行われるというようなことを踏まえると、なかなか難しい問題も課題もあると思っております。

これはいつもお答えをしているのですが、昨年七月に設置しました女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会、ここでそうしたさまざまな角度から女性と年金という問題も検討していただいております。この議論もしっかりと見ながら厚生労働省としても検討を進めていきたい、このように思っております。

○小池委員 この厚生年金基金、これは業種によつて違いますけれども、一体だれが一番拠出というお金をしてきたかという、実は若い女性、OLさんたちでありまして、彼女らは、要は勤めている期間が短い、結局それでやめちゃう、もしくは他に移動するというようなことで、しっかりと積み立てに協力はしておきながら、その恩恵に一番あずかれない人たちでございます。といった意味で、拠出の方で一つ道をつけるべきというの、そういう女性の側の感覚ということも含めて言っているわけでございまして、数年間で、厚生年金基金分だけお金を出される、働く、そしてその条件を満たす以内にやめちゃうという女性の働きぶりというところのことはもう一度やはり考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

ね。そういった意味で、先ほどの離婚をした女性の権利等々も含めて、これは女性と年金という立場でもう少し我々も考えていかなければならない時期が来ているというふうに思っている次第でございます。

これから長い目で見れば、大変今は失業も高い、そしてまた女性がいま景気の調節弁として使われるといったようなこれまでの流れからいいますと、いつも後回しにされがちなのでございまして、けれども、これからの長い目で見て、女性こそ労働のというか、もっと正當に活用されるべき日本に残された唯一の資源ではないかと思うわけで、その意味で、この年金、今回の給付の問題のみならず年金全体でございますね、公的、私的あわせて、女性の立場ということ踏まえた年金設計を包括的に考える時期がもう既にとつて来ているというふうなことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、松島みどり君。

○松島委員 自民党の松島みどりでございます。おはようございます。

具体的な質問をさせていただく前に、これは榊屋副大臣に、私は、感想と質問を、この法律の名前についてちょっと申し上げさせていただきます。

この確定給付企業年金法というのは、こういう熟語を幾つも並べるような法律の名前は確かに非常に多いですけれども、私は、法律の言葉ですとか官庁用語をできるだけ普通の日本語に近づけるべきじゃないかというふうに思っております。

この確定給付企業年金、非常に難しい、何のことを言っているのかなという感じでありまして、どうせならもうちょっとシンプルに企業年金法と言いましたら、あるいはもっと丁寧に言うのであれば給付額を確定した企業年金に係る法律とか、ちゃんと言っておけないかというふうな感想を持ったものですから、ちょっと一言お言葉をいただきます。

○榊屋副大臣 委員の御主張には賛同いたします。

今回、年金二法案、きょうは確定給付型でありましたが、確定拠出もあわせて審議をぜひともというところでお願いをしているわけであります。

たまたまこの三階部分の年金のありようということで、確定給付、確定拠出、一般の国民の方にもなかなか御理解がいただけない部分もあるかなという気がしますが、今から議論をし、国民の皆さんに理解をしていただく意味では、確定給付、確定拠出という言い方はなかなか言い得た表現ではないかと思っておりますが、ではどうかというか、なかなかすぐには御理解をいただけない。比較してみるとよくわかるのかな、こう思ったりしておりますが、大臣にも伝えまして、もう少しいいネーミングがないのかどうか、しっかりと研究をしたいと思っております。

○松島委員 ありがとうございます。せっかくでございますので、私も確定給付とか確定拠出という言葉をしつかり世の中に広めるように努力してまいりたいと思っております。

本題に入らせていただきます。

国民年金や厚生年金といった公的年金に対しまして、今回の年金法が対象としています厚生年金基金そして適格退職年金は私的年金でございます。もともと、私的年金、これは企業が退職金の一部を年金の形で払うとか、そういう発想で生まれた部分が各企業から見るとかなり多いのじゃないか。そして、それは人手不足の時代にはセールポイントになって、福利厚生の一環として人集めに役立つ、そういうような性格のものじゃないかと思っております。

そういうことを考えますと、この企業年金というのは、終身雇用制度そして会社主義というこれまでの従来型の日本の経営風土の中にすっぽりとまわっている、そこに合致して成り立ってきた、そういう年金であると思えます。最近のように、みずから転職したり、あるいはリストラという名前の希望退職ににらみ、そして解雇される、もつとひどい場合には会社が倒産してしまう、そういった状況のときには企業年金の持つ意味が薄れていくのじゃないか、そんな気がいたしております。

この私的年金への政府のかかわり方、いわば日

本国民の老後を支えるものとして、その中で私的年金をどれだけ当てるかといえますか、そういった部分についてちょっと質問させていただきます。

そして、さらに言いますと、私的年金というのは基本的には労使が納得して決める、そういう性格のものであると思えます。それについて政府がいろいろな規制とか基準を設けるのは果たしているのかどうか、そういったことについてちょっと伺いたい。こまでは榊屋副大臣にお願いしたいと思っております。

○榊屋副大臣 お答えを申し上げます。

公的年金と私的年金、そうした役割はどうかというように、そういうお尋ねかと思いますが、老後の所得保障の基本は、高齢者の生活の基本部分を終身にわたって確実に支える公的年金があるわけでありまして、個人や企業の自助努力による私的年金は、今申し上げた公的年金を基盤とした上で、その上で多様化する老後ニーズにこたえ、より豊かな老後生活を実現するという役割を担っているというふうに思っております。今後、その充実がますます求められているというふうと考えているわけでありまして。

こうしたことから、現行の確定給付型の企業年金につきましまして、積み立て義務などの受給権保護を図るための措置を講じるとともに、公的年金の上乗せの年金制度の新たな選択肢として確定拠出年金を導入することによりまして、今申し上げました公的年金と相まって国民の老後の所得確保の一層の充実を図ることとしているわけでありまして。

こうした企業年金の普及、育成に厚生労働省としても取り組んでいきたい、こういうことでございます。

○松島委員 ありがとうございます。

雇用環境、労働環境の変化ということで申し上げますと、新しい企業年金、これは受給資格は最長、受給資格というのは各企業年金が決まればいいわけですが、法律的には、二十年がぎり

ぎりで、それよりもっと長い、二十年以上というように、例えば二十五年以上勤めないともらえないとか、そういうことは決めちゃいけないというふうなこの法律でなっております。

この二十年という数字なんですけれども、かつての終身雇用の発想でいきますと二十年ぐらい勤めるのは当たり前でございますが、今これだけ会社を移るといふことがあてはまるとき、そしてまた、先ほど小池委員が質問されました、私には、女性にとつての企業年金といふことは本当に大事な視点だと思ふのですが、その中にあります、若いOLが、企業年金の負担はするけれども、給付を受ける対象にならないまま、出しつ放しで終わる人が本当にたくさんいるというお話がございました。

これに関連して申し上げますと、以前ですと女性も結婚前には年の数勤めただけ、二、三年とか五年ぐらいでしたら、三、四年勤めただけだったから、まあこれはもうあきらかにあきらかにあきまされがきまされ、最近結婚年齢も上がっている、あるいは結婚しても子供がでるまでは頑張つて働く、三十歳とか三十四、五歳ぐらいまでとにかく働くという人がかなり女性でもふえています。そういうときに、例えばこれが十年以上とか十五年以上勤めたらというところまでしか、最長それぐらいしか法律で認めないということでしたら、企業の決まりがそういうことでしたらカバーされる人はかなりふえるのですけれども、二十年ということですと四十歳前後までは勤めなさいといふこと。男性、女性にかかわらず、結構きつと長過ぎるんじゃないか、もう少し短縮していくことも考えなければいけないんじゃないかといふことを思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○辻政府参考人 まず、現行制度がどうなっているからちよつと御説明をさせていただきますかといふこと。まず、老齢給付の受給資格期間につきましては、現在、まず厚生年金基金の上乗せ部分におきましては受給資格期間が二十年を超えないこと、

むしろ二十年を超えてはいけないとしているのに対しまして、適格退職年金においては二十年未満としてはならないという基準になっております。現状はどうかと申しますと、このような状況のもとで、現行の企業年金におきましては、労使の合意のもとで二十年という受給資格期間を設定している例がかなりあるというふうに承知いたしております。

今回、適格退職年金を新企業年金に移行させますというときのこの確定給付企業年金における老齢給付の受給資格期間のあり方としまして、こうした現在の企業年金の実態を踏まえまして、その上でできる限り多くの従業員が年金に結びつくようにということ、二十年を超えないという基準を用いております。これ以上短くすることは当面困難でございますが、ただ、労使の合意によりまして受給資格期間を二十年より短い期間とするということとは当然認められますので、そのような形で見守つてまいりたいと思っております。

○松島委員 現行についての御説明がございました。適格退職年金というのは、現在法人税法に基づいて、つまり税制の立場でできていますから、そんなに軽々しい、簡単なものだったからちゃんと税制で優遇はしないということで、二十年を超すということになっていくんだと思えます。その一方、厚生年金基金の方は、一応、厚生省所管で、年金としての性格で考えているので、その年数の上限の方が決められているんじゃないかと思うのですけれども、今回新しい法律で、折衷したような、セットにしたような形で二十年という数字が出てきたかと思えます。これから、現実にはいろいろな企業が従業員の福祉のためにといふか、労使交渉の結果もつと短い期間のところも結構あると思えますけれども、せっかくつくるのでしたら、やはりいろいろの人がカバーされるように、これからの、男性も女性も含めた、大企業でも特に若い世代についてはかなり勤続年数が短くなっている、そのような実態調査に合わせて、今後法律の整備というふうに見直しを進めていただきた

いと思ひます。よろしくお願ひいたします。

さて、厚生年金基金の解散が続いているわけでごさいます。先ほどの答弁の中で、平成九年度が十四件、十年度十八件、十一年度十六件、そして、つい最近三月までの平成十二年度におきましては何と二十九件、厚生年金基金の解散があつたということでごさいます。非常にふえてゐる。

質問なんです、この中で、原因として母体企業の倒産、それから運用成績の悪化、加入者の急激な高齢化、いろいろな事情が複合的に絡み合つてゐるのですけれども、主な原因、原因別に見るとどういふことが多いのうかということ、そしてまた、特に平成十二年度の中でも景気が急激に悪化しておりますことしの年明け以降、一月、二月、三月というこの増加ぐあいというのがどういふ状況であるかということをお伺ひいたします。これは厚生年金基金の方でごさいます。お願ひします。

○辻政府参考人 まず、解散に至つてゐる主な事情でごさいます。

御指摘ございましたが、母体企業の業績悪化あるいはリストラ等による加入員の減少等ということが大きな理由でごさいます、これはいわば産業構造の変化により経営が悪くなったということの影響が、母体企業の、まずそういう経営状況というものが影響した解散が主なものでございす。ただ、最近では、退職金前払い制度の導入というところで、母体企業の退職金制度そのものが根本的に見直されて、それで解散を選択するといった新しい流れの解散も出てきているという状況でごさいます。

ちよつと、一、二、三月、今手元に細かく集計しておりますが、確かに年度末に向けてふえてゐる、私は決裁などいたしまして、ふえてゐるという実感を持っております。

○松島委員 今厚生年金基金のことを伺つたのですけれども、現行の適格退職年金は、厚生年金基金に比べますと、一般論で言いますと小さ目の会社が多いというようでごさいます。こういうこと

もありまして、適格退職年金の場合は解散じゃないです、破綻というか解約というか、これはどういふ状況でふえてゐるのか、どういふ状況かちよつと伺ひたい。これは国税庁の方になるのでしょうか。お願ひしたいと思ひます。

○金井政府参考人 先生の御質問でございすけれども、私どもの適格退職年金契約、これは解約の数字ということで申し上げさせていただきますと思ひますが、直近三年間の解約件数を申し上げますと、これは信託協会、生命保険協会及び全国共済農業協同組合連合会が取りまとめた件数で申し上げます、平成九年度から平成十年度ではそれぞれ約四千五百件、そして平成九年度では約三千六百件となつておるというごさいます。

○松島委員 非常にふえてゐるようなのですが、ちよつと基本的なことで質問なんです、適格退職年金というのは、現行の数ですとかあるいは解散の数というので今伺ひしても、信託協会とか生保協会ですとか農協系の協会の方から聞いているという形なんです、企業として何社が導入しているというのを会社単位に、厚生年金基金の場合にはどの会社が入つてゐるかという形で捕捉してゐると思ふのです。この適格退職年金の場合には、そういう形のとりえ方はできないで、受けてゐる方の生保とか信託からヒアリングしてやつとわかるというふうな状況、そういうとりえ方なんではないかと。

○金井政府参考人 これは、適格退職年金の契約の形態でございまして、それぞれの企業が複数のところと契約するとかいろいろな状況でございまして、私どもは件数としてとらえていただいております、おとところでごさいます。私ども、税務の観点から法令に基づいて執行するという立場でございまして、件数ということで整理をさせていただいてゐるということをお理解ちょうだいいたしたいと存じます。

○松島委員 つまり、性格づけとして、何社が適格退職年金を活用しているというか、何社がこう

いう制度を持つてゐるかという形じゃなくて、ダブリを含めて何件、そういう契約が世の中に存在するという形でしわからない、そういう性格のものなんでしょうか。

○金井政府参考人 したがいまして、私ども、これも各協会等が取りまとめた件数で申し上げます、平成十二年三月末の適格退職年金契約の実施企業数は約九万六千社でございまして、この契約におきます加入者の数は約一千万人となつておるものでごさいます。

○松島委員 どうもありがとうございます。

先ほど厚生年金基金の解散の数の非常に増加ということをお伺ひしました。これに関連してなんです、厚生年金基金の場合には、厚生年金基金連合会がすべての基金に対して加入を実質的に義務づけています支払い保証制度というのを保持しております。実際に倒産企業の従業員に対して支払い保証とか金額というのはどれくらいあつて、どういふような状況であるかを教えていただきたいと思います。

そしてまた、それに関連してですが、今後も支払い保証制度というのには制度としてもつていくのか、つまり、これぐらい解散しちゃうところがあるとふえらんだったらこういう制度として機能していくのかということをお伺ひしたいと思います。

○辻政府参考人 厚生年金基金連合会が支払い保証制度を持つております、これは、母体企業の倒産などにより厚生年金基金がやむを得ず終了する場合において、その際に積み立てた各厚生年金基金からの拠出金によつて補てんすることにより、厚生年金基金の加入者、受給者の権利保全を図ろう、こういうことで、既に連合会で任意の事業でございすけれども平成元年から実施しております、まず、これまでの適用実績でございすけれども、十基金に対して総額三十億円の保証を行つております。

十一年度末の資産額は百六十五億円というところ

でございまして、この制度のより適切な運用につき連合会の方でもさらなる検討を行つてゐるところでございす。

○松島委員 これから支払い保証制度がもつたらうかという質問についてよくわからなかつたんですが、残高が百六十五億円あるからいいということなのか、それとも、だんだんと支払い保証制度にお金を納め続けるのがばからしいというような企業もひよつといたら出てきてゐるのか、そのあたりの今後の展開、展望はどうなるだろうか、そのあたりについて伺ひたいと思ひます。

○辻政府参考人 今申しましたような積立金がございます、当面の運用におきましては万全な運用ができる、事業運営ができるという見通ししております。

○松島委員 そうであつていただきたいと思います。

新しく今度つくられます新企業年金、これには支払い保証制度がないと思ひますが、それでは、会社が倒産して積立金が足りないというとき、そのときのことを考えますと、受給権は保護されないのじゃないか。そうすると、結局、最初に私が申しました確定給付という話ですが、いざというときに受給権が保護されない場合、確定給付の企業年金とは言えないんじゃないかということを、これは年金局長の方に伺ひたい。

そしてさらに、もし会社が倒産したときに、これは企業年金の積立金というのはいちろん積立金であるわけけれども、会社が倒産したらいろいろなところから債権の差し押さえがやつてくる、その中で優先順位というか、ちゃんと従業員の方がそれを押さえておいてきつと積立金を戻してもらうことができるのかどうか。これはどちらかというと財務省なのか、国税は関係あるのか、ちよつとそのあたりについて伺ひたいと思ひます。

○辻政府参考人 このたび審査いただいております新たな確定給付企業年金につきましては、結論から申しますと、支払い保証制度というものが含ま

れていないわけでございます。

まず、新たな企業年金制度の対象には、これまで申しました積み立て義務を課されていた厚生年金基金からの代行返上によって移行してくるグループ、それからもう一つは、積み立て義務がなく、各企業の判断に積み立てについてはゆだねられておいた適格退職年金から移行するグループ、この二つのグループに対して新制度が適用されるわけでございます。

当面、おのこの、各企業年金の積み立て状況にかんがりの違いがございます。申しましたように、厚生年金基金につきましては、これまで積み立て義務を課してそのときにチェックしてまいりましたのに対して、適格退職年金の方はそのような形になっておらなかった。こういった観点から、現時点で統一的な支払い保証制度を創設することになりますと、積み立て度の違いがあるということから、負担について公平な観点から同意できないといったような状況、そしてまた、そもそもこのような状況で支払い保証制度を設けた場合に積み立て不足を放置するようないわゆるモラルハザードを招くのではないかと、基本的な意見もございまして、現時点におきまして、本法案には支払い保証制度を盛り込まず、今後の検討課題としていましてございまして。

なお、確定給付という名に値しないのではないかと御指摘がございましたが、これはあくまでも確定給付の概要は企業が従業員に給付を約束しているという概念を申したものでございまして、結果として支払い保証がついているかどうかということまでその概念の意味の内容には含まれていないという理解でございまして。

例えば倒産した場合のことでございまして、この新企業年金基金につきましては別法人でございまして、これは、本体の企業の資産に対するさまざまな債権者とは関係なく、別の法人の基金で資産は保全されます。そのような整理になっております。

○松島委員 わかりました。別建ての法人なので

ほかの債権の取り立ての人がやってきて持つていつちやうことがないというのは伺いまして、一安心しました。

しかし、確定給付というのは企業概念で支払いを約束している、そういう気持ちの問題だったから、そういう温かい気持ちがあるのはいいんですけれども、それだけだとちょっと何か心もとないというか、確定給付といっても今の時代に心配だ。

ただ、支払い保証制度は、確かに預金保険機構みたいな互助組織としてみんなまとめてつくるのは難しいと思うんですけども、今までの経緯の違いがありましたら、これから最初に持ち出しで出すときの金額を違えるとか比率を違えるとか、何かの方法でこういう支払い保証制度に近いものをつくるべきではないかという気もしております。また御検討いただきたいと思っております。

それで、今回の法律でできる新年金というのは、いわばこれまでルースだった適格退職年金にいろいろな制約を設けて受給者を保護する規約型という年金と、そしてもう一方は、厚生年金基金が厚生年金の代行部分を国に返して身軽になって出直す基金型、その二種類があると思っております。返上という言い方は、お国に代行を返上するという、何かお上がやはり偉いようで返上という言葉は私は好きじゃないので返すとか戻すとか言わせていただきますけれども、その基金型の二種類がありまして、代行政部分を国に返す、戻す方ですが、どれくらいの厚生年金基金が戻す、基金型の新年金にかかわることを希望すると見込まれるでしょうか。

そしてまた、それによってそこから戻ってくる運用額、国がやらなきゃいけない運用額はどれくらいいふえると推測されるんでしょうか。

そして、これらの基金が代行部分を国に戻すというの、もう今は利回り悪いし大変だしやっていられないということに戻すわけですから、厄介者を戻された国の方というか、運用額がふえることについて御感想はどうか、大変だなと思うん

ですけれども、そのあたり、局長。

○辻政府参考人 まず、代行を、言葉が適切かどうか、返上するという意向をどの程度が示しているか、どの程度になるかということについて、私もどもとしての調査はまだしておりませんが、民間機関が実施した調査によりますと、調査対象となった百十六基金のうち、三分の一に当たる三十八基金が代行の返上というのを考えているというような調査結果がございまして、ただ、これがどのような額になるかにつきましては、私ども、現時点ではまだ推計はできておりません。

なお、代行返上によって国に代行部分に相当する基金が返還され、それによって国の年金積立金が増加することは事実でございまして。

この年金積立金につきましては、長期的な運用を前提にいたしまして、安全確実かつ効率的な運用を行うという基本的スタンスに立ちまして、この四月から年金資金運用基金が発足いたしましたので、そこで厚生大臣が、関係審議会の分科会の審議を十分に経まして、長期の運用の基本方針を立てまして、それに基づきまして的確な運用をし、長期的に所期の収益が上げられるように努力してまいる所存でございまして。

○松島委員 私、予算委員会の分科会でも質問させていただいたんですが、この運用というのは非常に難しい問題がある。利回り、もちろんこれぐらい回っていないとやっていけない、そういう必要に迫られた予想利回りを先に立てちゃって、それに合わせようというのは非常に難しいものだと思います。また、いろいろな、日本の経済を全体として買っていく形とはいうものの、日本国内の株として外国の株、外国の債券に運用をかなりの割合、三割を任せるといって、私、不安を感じておりますが、何とぞ安全で確実な運用をやっていただきたいと思っております。

それから、あと、税制についての質問でございまして、新しい企業年金の税制、これは拠出と運用と給付、これを受け取る時の三段階にかかわるわけ

でございまして、運用段階におきまして、特別法人税が国税一％、地方税〇・一七三％の税率で、個人拠出分を除く運用資金総額全体にこの税がかかることになっております。一方、厚生年金基金は税の優遇措置があつて、これはバランスを欠いているなというふうに思っております。

そして、新企業年金の一・一七三％の税率、運用した収益の部分だけにかかるならともかく、全体にかかるというのは非常に重いということ、特に今のような運用利回りの悪い時期に大変だということ、平成十一年度から凍結という形になっております。この前の税制改革、この間国会で通りました税制でも、平成十三年度そして平成十四年度もこれは凍結することになっております。

ただ、凍結という概念は臨時措置的なものでございまして、その後、平成十五年以降はどうしていくのか。もちろん、経済環境のいろいろな問題があると思ひますし、私たち自民党の税制調査会でも議論する問題ではございまして、経済環境を別といたしまして、運用総額全体にこの税率でかけるということ、これについてはどうかということをお願いいたします。

税負担がぐらぐらと新企業年金を始めるのをちゅうちよとする、今適格退職年金に入っているらしやるところで、新企業年金に移行するとも、やはりいろいろな考えと大変だなと税負担のことを考へるところもあると思ひますので、そのあたりについて財務省からお考えを聞きたいと思ひます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。風邪を引いてまして、ちょっとお聞き苦しいかと思ひますが、お許しくださいと思ひます。

ただいま先生の方から特別法人税の問題の御質問がございました。これはよく先生御承知のところでございますが、特別法人税というのは、従業員が企業から経済的利益を受ける、その場合には、それを得た時点でまず給与所得課税を受けるのが税法の基本的考え方でございますし、一方、

企業の方ではその部分が損金になるというわけでございます。それで、企業が従業員の年金のための掛金を負担した場合にも、したがってその時点で従業員に対しては給与所得課税を行うということが本来であるわけでございます。

ただ、年金の問題につきましては、従業員の年金のために事業主が負担する掛金につきましては、その支出時においては従業員に対する給与所得課税を行っておりません。したがって、年金受給時に課税することですから、その間課税が繰り延べられるということでございます。その課税の繰り延べの対象というのは、まさに企業が損金で落としました掛金全体になるわけでございます。その遅延利息相当分という形で特別法人税の負担を求めているわけでございますから、したがって、課税の公平の観点から、今の現行制度のような形で負担をお願いするのが必要だと考えているわけでございます。

また、御承知のとおり、今お話にありましたとおり、十一年度の税制改正におきまして、また、今回、十三年度の税制改正におきましても凍結を二年間延長しているわけでございます。現在、課税が停止されているわけでございます。

今後の問題でございますが、ただいま私が申し上げましたように、この特別法人税自体というのはまさに税制の基本的な仕組みにかかわるものでございますので、基本的には課税をお願いすることが基本だろうと思っております。

○松島委員 わかりました。ただ、これが結局、新しい企業年金の阻害にならないかということはやはり気になるところでございます。

そしてあと、今少し申し上げましたが、適格退職年金、比較的小さい会社がたくさん入っている。これから新しい規約型の新企業年金に移りますと、いろいろな条件が加わって企業側の負担がふえてまいります。中小企業の場合は、この負担というのは非常に重いわけです。従業員の福利厚生に役立てたい、しかしながら、これだけの積み立てとかいろいろな制約を受けて負担が大きい。

これは、どういうふうな例えれば促進策を考えていくか。これは厚生労働省、それから税については財務省の問題かと思いますが、どちらかというと厚生労働省ですけれども、副大臣からお願いたします。

○榊屋副大臣 適年を確定給付企業年金に移行する場合のお話でございます。特に先生は中小企業の皆さん方のことをおもんばかって心配をされておられる、よくわかるわけでありまして。しかしながら、今新しい確定給付企業年金を用意しておりまして、けれども、やはり中小企業たりといえども新制度の受給権保護のための規定が原則どおり適用されること、つまり望ましいというふうには思うわけでありまして。

しかしながら、先生御心配のような点もあるわけでありまして、確定給付企業年金の積み立て義務あるいは給付設計の基準の中には、適格退職年金ではこれまで導入されていなかったものもあるわけでありまして、したがって、十年間の移行期間を設けるとともに、円滑な移行が図られるような適切な経過措置を講じていきたい、このように考えているところでございます。

○松島委員 ぜひ中小企業、中堅企業においても、会社がつぶれちゃった元も子もないわけでございますから、特段の御配慮をいただいていたいな、そういうふうな思ふ次第でございます。それから、今企業合併というものが非常にふえている時代でございます。いろいろな業界、同じ一つの業界の中で合併が進んだりあるいは他業種にわたる合併、非常に盛んになっております。そういう時代におきまして、この法律のメリットというものの、新しい時代に、企業合併にとりましてこの新しい法律がどういう意味合いを持つかということについて質問させていただきたいと思っております。

○榊屋副大臣 合併が盛んな時代になった、新法はどういう役割を持つのかというお話でございますが、実はこれまで制度上、厚生年金基金から適格退職年金への移行が認められていなかったとい

うことがありまして、厚生年金基金を実施している企業と適年を実施している企業が合併をした場合、合併後の企業は厚生年金基金しか採用できなかった、こういうこともあったわけでありまして。今回の法案は、適格退職年金を新企業年金に移行させることを含めて、確定給付型の企業年金について統一的な枠組みを設けたところであります。これによりまして新企業年金と厚生年金基金相互での移行、あるいは新企業年金や厚生年金基金から確定拠出年金への移行ができるということにしているところでございます。このため、今回の法案によりまして、異なる種類の企業年金を実施している企業が合併した場合でも企業年金制度を容易に統合することができるようになるわけでありまして、企業合併がより円滑に行えるようになるというメリットがあるというふうな考えているところでございます。

○松島委員 わかりました。以上で質問を終えさせていただきますけれども、年金の全体の体系の中、そしてまた年金というものが退職後の所得、退職後の暮らしをどういうふうを支えていくか、そういうことであると思っております。その中で、例えば税制においてもしかりでございます。その中で、さっき申しました、企業がいざというとき、つぶれたときの保証、債権の保全ということに関しましてもそうですけれども、退職金、退職一時金そして公的年金、私的年金である企業年金、さらには今老人向けマル優制度というのが預貯金にあるわけですが、そういうものをトータルにとらえまして、これからの高齢者がより豊かに安心して暮らしていけるように、役所の壁を越えて、今回二つの役所にまたがって法律がやと一つになるみたいな部分がございませうけれども、これからの進めたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

質問を終わらせていただきます。
○鈴木委員長 次に、福島豊君。
○福島委員 榊屋副大臣、大変御苦労までござ

います。

今回のこの確定給付年金法は、厚生年金基金の抱えている代行の返上という課題、そしてまた適格年金の抱えている積み立て不足といった財政状況の悪化、こういう課題というものを解決するために新しい年金の枠をつくらうという方向であるわけであり、私もぜひ早期の成立を図っていただきたい、そのように思っております。

厚生年金基金にいたしましても適格年金にいたしましたとしても、その制度が創設された当時と経済状況というものが大変大きく変わってきております。雇用慣行というものも変化をいたしております。そういう社会の変化に対応するよう、そしてまた、二十一世紀において安定して運営のできるような制度でなければならぬというふうに思っています。

また一方では、先般も政府・与党社会保障改革協議会から社会保障改革の大綱が出されましたけれども、二十一世紀の年金制度を考える場合に、公的年金とそしてまた企業年金はお互い補完をする関係にあるわけでございます。支給開始年齢の引き上げというものが始まったわけでございますけれども、その期間どのような形でこれを支えていくのかということを考えたときに、企業年金が果たす役割というのは極めて大きいと言わざるを得ません。

そして、今国会におきまして、昨国会から継続いたしております確定拠出年金法、これも審議をする予定になっております。

私どもは、この確定給付年金と確定拠出年金と一緒に審議をしていただきたいというふうに申し上げておりました。なかなか委員各位の御理解を得るに至らなかったわけではございますけれども、本来的には一緒に議論すべき法案であらうというふうに思います。そしてまた、両方の年金制度というものが、企業年金として、両輪としてうまく社会の中で機能していくことが必要であらうというふうに思っております。そういう意見をまず初めに述べさせていただきます。

の課題というものについてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず初めに、先ほどから各委員からの御指摘もございまして、厚生年金基金、これが解散がふえていく。昨今の株式市場の動向、基金の運用成績というものが非常に悪いというようなことも一つあるでしょうし、そしてまた、先ほど御説明ございましたが、むしろ雇用のあり方そのものの変化、報酬制度のあり方そのものの変化というものに対応して、労使の合意のもとに解散を決定されたところもあるやに伺っておりますけれども、厚生年金基金の解散の状況につきまして、再度御説明を賜りたく思います。

○辻政府参考人 解散の状況でございますが、過去十年で見ると、平成三年度から五年度まではなしでございました。それが、六年度に一件、七年度に一件というふうなふえ始めまして、九年度が十四件、十年度が十八件、十一年度が十六件、そして十二年度は二十九件、二十九基金が解散したということでございまして、十二年度末の厚生年金基金の数は千八百一となっております。

主な理由でございまして、いわゆる資金運用の状況もさることながら、母体企業の業績悪化、あるいは、リストラ等による加入員の減少という経済構造そのもの、産業構造そのものが変わったということ、あるいは今御指摘ございましたように、退職金前払いといったような全く新しい労使の話し合いが出てきた、こういったことによる動向というものがポイントでございまして。

○福島委員 現在、政府・与党において不良債権の最終処理ということが議論されているわけでございます。十年間不況が続いた後に、いよいよ不良債権というものをきちんと最終処理しなければ、なかなか日本経済の潜在成長率そのものが回復しないのではないかという認識に立ち至ったのではないかと、今後は企業の倒産等が増大する可能性というものは十分にあるかと思っております。そう

いう意味で、厚生年金基金の状況というのに対して、所管庁として、その実態の把握というものをきちんとやっていたいただきたい、そのように思っている次第でございまして。

また、先般の新聞報道でございまして、運用成績が悪いという御指摘でございましたけれども、これは日経新聞の三月三十一日付でございまして、これも運用利回りが初のマイナスである、二〇〇〇年度は資産一割、八兆円の減である。これは、株式市場がこれだけ低迷をいたしておりますから当然の結果のようにも思いますけれども、そのような報道がなされていたわけでございまして。そしてまた、こうした資金運用の実績の急速な悪化ということが解散の急増をもたらすのではないかと、この厚生年金基金の運用状況につきまして、承知しておられるところを御説明いただきたいと思っております。

○辻政府参考人 厚生年金基金の十二年度の運用状況、現在調査集計中でございますので具体的な数字は申せませんが、しかし、相当に悪い。十一年度は一三・〇九％という収益率を上げ、相当株もよろしかったわけでございまして、例えば日経平均で見ますと、十一年度末が二万三千三百七十七円であつたものが、十二年度末が一万二千九百九十九円。あるいは十年国債の利回りを見ますと、十一年度末が一・七七五％であつたものが、十二年度末は一・二七〇％。こういったような大変な十二年度の運用環境の変化からしますと、十二年度は相当悪いものと確かに見込んでおります。

具体的には、では個々の姿はどんな形かということでございますが、まず十一年度の状況をお話ししてそれから、相当悪いというように形ですが、ちよつと今は説明できないわけでございます。現在把握している最も直近の決算である平成十一年度決算では、そのときは千八百三十四基金ございまして、千八百三十四基金のうち約八割の千五百五基金につきましては剰余がございまして、二割の三百二十九基金で積み立て不

足が生じている状況でございました。また、十一年度決算でございまして、剰余のあつた基金の剰余の合計額は三兆八千八百億円、そして、不足のあつた基金の不足合計額は五千七百億円ということでございます。

そういうことから、十一年度末における厚生年金基金の積立金の額は、今申しましたように、十一年度末は株価も相当な水準でございましたので、前年度比一六・五％増の五十七・六兆円という現状でございましたが、十二年度におきましては、国内株式が悪化する、金利はさらに下がるといったことで、大変厳しい環境でございまして、今申しました数字が相当悪いものとして十二年度は出てくるものと見込んでいます。

○福島委員 そういってお話を聞きますと、ますます経済対策、今検討しておりますけれども、しっかりと取り組まなければいかぬという思いがいたします。

また一方では、この数字だけをとりますと、やはり年金というのは危ないのではないかと話にまたなるわけでございますが、しかし、株式市場でございまして、上がることもあれば下がることもあつて、一〇％以上の利回りになるときもあればそうでないときもある、もう少し長い目で見れば、そうであることが恐らく必要なのだろうというふうに思いますし、そしてまた、本来はそういうもののなかの、十年、二十年という長い単位で物を考えなければいけない。年金資金のような長期の運用を図るものについては、そういう冷静な見方も一方では私は必要だというふうに思っております。

ここまで下がればあとは上がるのだろうというふうには私は率直に思っておりますから、来年、再来年は運用というのは回復するに違いないだろう、またそうさせなければいかぬ、そのように思っております。

そして、この積立金の不足につきまして、ただいま御説明がございました。不足の解消ということとは、当然企業がきちんと行なわなければならない

責任であると思っております。

この積み立て不足の解消ということで、新しく、有価証券を提出するということが可能になったわけでございます。これは経済界からの要請も大変強かったというふうな何とておりますけれども、実際問題といたしまして、この制度がどのように使われているのか、有価証券の提出の状況というものはどうなっているのか、御報告をちょうだいしたいと思います。

○辻政府参考人 厚生年金基金の掛金について、有価証券すなわち現物での提出ということが積み立て不足の円滑な解消を図るために認められたというところで、掛金として現物株式を提出するということが認められたわけでございまして、現時点において実際にこれを活用している事例は今のところございません。

○福島委員 しかしながら、今後、運用実績の悪化ということから積み立て不足が拡大するだろうというふうには容易に想像されるわけでございまして。そのときに、現金の提出がなかなか難しい、やはり手持ちの有価証券、株式でそれを提出したいというふうな考える企業が多数出てくる可能性はあるだろうというふうに私は思っております。

ただその場合に、こういう制度のメリット、デメリットは当然あるわけでございまして、逆に、そういう有価証券による提出によつて運用のポートフォリオそのものがゆがむといえますか、低下するという危険性も当然あるだろうというふうな思いますが、この点についてはどのような歯止めがかかっているわけでしょうか。

○辻政府参考人 今申しました母体企業からの株式による掛金納付につきましては、厚生年金基金の資産運用の健全性が維持されることを前提にその仕組みを認めたところでございまして。

具体的に申し上げますと、株式による掛金納付が認められる場合として、これはあくまでも厚生年金基金の積み立て不足を解消するためだけである、一般的には認めない。

それから、もとより厚生年金基金の同意が必要であるということ。

それから、個別銘柄の価額につきましては、基金の資産総額に対する上限を五%と設定いたしまして、個別銘柄としては五%を超えてはならない。

あるいは、当該基金にとって最適と認められる基本ポートフォリオが既に策定されておりました。そして、この納付された株式によって基金の基本ポートフォリオをゆがめることのないように、必要な場合は適切なリバランス、いわば資産ウェイトの再調整を行わなければならないということとを条件にしております。これによりまして厚生年金基金のポートフォリオがゆがむことのないよう、すなわち基金の資産運用の健全性が維持されるように、そういう大前提で認めているものでございます。

○福島委員 きちつとした枠組み、ルールというものがあるという御説明でございました。現場における適正な運用というものが図られるように対応していただきたい、そういうふうにしております。

そして、今般のこの確定給付年金法でございますが、厚生年金の代行の返上を認めることになっております。この点についても確認でございますけれども、代行返上すると見込まれる基金の割合、そしてまた返上される積立金の規模、こういうことについて現在の見通しを御説明いただきたいと思ひます。

○辻政府参考人 私どもとしてはまだ調査ができていないわけでございますが、民間機関が実施した調査によりますと、調査対象となった百十六基金のうち約三分の一に当たる三十八基金が代行返上を考へておられるという結果でございます。その程度考へ得るわけでございますが、しかし、規模となりますと、現時点ではまだ想定というのは難しいというふうに考へております。

○福島委員 これは定性的な議論で通告いたしておりませんが、局長の御見解をお聞きしたいと思ひます。

思つておるのですが、代行返上するところとしたところ、これはどういうふうに分かれるののだからかということなんです。

基金の規模が小さい場合に、代行部分があつてある程度の資金がプールされて初めて、運用のメリットといひますか、規模のメリットといひますものが出てくる場合がある。そういう場合は、苦しくても、やはり代行を返してしまつてやつていけないうというふうな話も聞いたことがございます。

返上する場合、しない場合といひますのは、基金の性格としてどういふ判断でこれはなされていくのかといふことについて、御見解をお聞きできればと思ひますが、よろしうございませうか。

○辻政府参考人 代行をどのような観点から返上するかどうかといふのは、これはあくまでも企業の労使の話し合いによつて行われますので、私どもからあらかじめ申せる立場ではございせんが、ただ基本的には、長期的に見て代行部分の持つてくるメリット、今御指摘ございましたけれども、今本当に厳しい時期でございませうけれども、やはり十年二十年、基本的にはもつと長い数十年といふことを念頭に置きますので、このメリットといふものは長い目で考へる必要がある。そしてそういう中で、代行部分と上乗せ部分を合せて終身といふ年金を守つていく。

そのことがいひわば、例えば総合型の基金の場合など、やはりその業界分野において一定の人材を確保していききたい、そのときにやはり業界として、魅力のあるものを持ち続けなければいけない、こゝにいたつたような人材確保の観点から、やはりこゝはしっかりと据えて頑張らうといふような考へ方もございませうし、そこはむしろ労使の間の話し合いで、上乗せ部分にもつと特徴的な年金制度をつくらうといふ政策的な判断をする企業もありませうし、そのあたり、私ども、この影響といふものを見守つてまいりたいと思ひております。

○福島委員 あくまで労使の合意のもとで、年金基金としてどういふ方針で運用していくのかといふことが大切だといふことではないかと理解させていただきます。

次に、代行返上を現物株式で行うことができるというところがこの制度に盛り込まれておられるわけでございます。これは先ほどの積み立て不足の有価証券による拠出といふことと軌を一にするあり方であるといふふうに思ひてございませう。

先ほど、三分の一の年金基金がその代行返上といふことを希望するのではないかといふ民間の調査報告がございました。となりますと、全体としますと二けたの兆の単位になるだろうといふことが想像されるわけでございます。この場合に、どういふ形で株式で返納されるのか、先ほどの御指摘で言ひますと返上ではなくて返還ですね、といふことは極めて大切だと思ひます。それは厚生年金の積立金の運用の健全性といふものを保つ観点から極めて大切だといふふうに思ひております。

この積立金の運用の健全性といふことを考へた場合に、この代行返上そのものの、返還そのものについて、どのような規定のもとに行われるのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○榊原副大臣 委員が御心配をされておられるのは、きょう先ほどから出ておりますけれども、代行返上を現物でやる、株式等の現物で行う場合、委員は今二けたの兆といふ話がありましたけれども、それが大きな影響を与えるのではないかと、こゝに御心配であります。

先ほどから局長も答弁しておりますけれども、株式等の現物資産による代行返上がどのような時期にどのぐらいの規模で、あるいはどのような資産で行われるのか、これを現時点で予想すること、はなかなか難しいわけでありませう。委員からは、今の厚生年金の運用資産、約六十兆円以上ありますけれども、それを、三分の一といふお話もありましたけれども、二けたを超えるのではないかと、いふ話もあったわけでありませうが、そこはまだなかなか予想は困難であります。

ただ、その開始の時期は、早くとも関係規定が整理をされる二年半後の平成十五年の秋以降ではないかといふふうに思ひておられるところでありませう。

ないかといふふうに思ひておられるところでありませう。

その時期は、積立金の運用に係る基本ポートフォリオをいよいよ実現するといふ時期になるわけでありまして、資産構成割合を調整する移行期に当たるといふことで、例えば国内株式について言へば、その割合を現在の四%から一二%にあやすといふ時期であります。このため、現物資産による返上部分についても、新規に増加する資金など何と調整できるのではないかと、いふふうに考へておられますが、悪影響といふことの御心配もわかるのでありますが、何とか調整できるといふふうに考へておられるところであります。

○福島委員 基本ポートフォリオの中で、運用方針にのつて代行返上といふものは行つてらうんだといふ基本方針は理解をさせていただきます。

ただ、その場合に、だれがそれを確認するのかといひますか、それは厚生労働省が責任を持つて確認をするといふお話になるのかなといふふうに思ひますけれども、そここの仕組みといひますか、点検と言つたらいいんでしょうか、なかなか一つ一つの銘柄どうだこうだといふのは私たちによくわからぬわけでございます。例えば、一定の、非常に経営が悪化している業界といふものがございませう、大手の企業といふものもありませう。そういうところの厚生年金基金がまとめて自社の株を持つてこられたりすると大変困るといふこともあるかもしれませんけれども、そういう細かな点検といふのは一体どういふ仕組みでなされるのかといふことについてお教えをいただきたいと思ひます。

○辻政府参考人 まず、代行返上の中身が法的には、まず、当該資産について、市場で評価された時価による客観的な評価を行う。逆に、市場で評価できる資産であつて、その客観的な時価による

株式等の現物資産による代行返上に当たつては、まず、当該資産について、市場で評価された時価による客観的な評価を行う。逆に、市場で評価できる資産であつて、その客観的な時価による

評価を行うということ。

それから、代行返上がいわば年金資金の積立金の運用にマイナスの影響を及ぼしてはならないわけでございますから、現物返上を認める資産については公的年金の積立金の運用方針に沿ったものでなければならぬ。

時価で評価したものであり、かつ運用方針に沿ったものでなければならぬ。

では、具体的にはその運用方針に沿ったものとはどういうことかと申しますと、年金資金運用基金におきましては、例えば、ただいま株については一二％に向けて徐々に徐々に四％からふやしていくということも申しましたが、その株も、いわば一定の政策のもとで持つべき株しか持たないということでございます。これは俗にパッシブ運用という言葉を使っておりますが、通常、T O P I X 連動、いわば市場のウエートと価格に連動させて持つ。いわば市場の動きに対応して株価が変動する、株の資産価値が動いていくというふうな、市場と受動的な形で運用を行うという基本方針でございますので、それと合ったような形の銘柄のものをパッケージで持ってきていただく。こういうことを法令上定めておまして、そのような要件に沿ったもののみ受け入れるということにしております。

その時価評価、そしてその受け入れにつきましても、私ども、実際は資金を運用している運用基金に入れられるということになると思いますが、その受け入れの時点で十分チェックをさせていただきたいと思っております。

○福島委員 ぜひよろしくをお願いをいたしたいと思ひます。

次に、支払い保証、先ほどから指摘がございすけれども、今回新しい確定給付年金法というものをスタートさせたときに、どういう考え方で支払い保証というものが実現をするのかということについて、御認識をお聞きしたいと思います。

○榎屋副大臣 きょう朝から支払い保証の問題が出ておりますけれども、厚生年金基金につきまし

ては、現在既に、将来にわたって約束をした給付が支給できるよう年金資産の積み立て基準が設定をされているところであります。また、新たな確定給付企業年金についても、厚生年金基金と同様の積み立て基準を設けることとしておりまして、これによりまして年金給付等の確実な支払いが確保されるというふうに考えているところでございます。

いろいろ御心配もおありだと思いますが、先ほどの議論でお答えをしておりますように、企業年金の運営状況につきまして毎年チェックをしながら、その結果積み立て不足等がありましたら、掛け金の引き上げ等について、一定期間内に掛け金を引き上げるなどの指導をしていくということでありまして、支払いの保証は確保されるというふうに考えております。

○福島委員 積立金を保証する、きっちり積み立てますというところに、この保証の理由といひまは企業が元気でうまくいっているときはよろしいわけですが、そうでないときはなかなかうまくいかない。そもそも、うまくいかないときにどうするかというのを考えるから支払い保証なんだというふうに私はむしろ思うわけでございます。

ですから、要するに積立金をどうするかというのは企業に責めを負わせるという話ですね。それがそもそも危機に瀕しているときの保証を考へるのであれば、やはりそれは、個々の企業と離れた形で支払い保証制度というものは当然考へられるべきではないか、そのように思うわけでございす。

新しい確定給付年金法にいたしましても、二十年たつたときにどうなっているのかというのはなかなかわかりません。私もさっぱりわからぬわけですが、日本の経済そのものがどうなっているのかという話がございますので、先ほど冒頭に申したように、厚生年金基金にしても、こんなふうになるとは最初つくった人はなかなか思っていないかつたんだろうと私は思います。もっとハッピーだつ

た時期もあったわけでございますけれども、今は余りハッピーではないわけですね。だから、同じことが言えるんじゃないかというような気もいたします。

そういう意味からは、外のものとして、個々の企業のものではなくて横断的な制度としてやはり支払い保証制度というものを考へる必要があるのではないかとこのように思うわけでございす。が、改めて厚生労働省の御見解をお聞きしたいと思います。

○榎屋副大臣 支払い保証制度、重ねてのお尋ねであります。委員からのお話がありましたように、母体企業の倒産ということもあるわけでありまして、そうした場合を想定し、あらかじめ積み立てた企業からの拠出金によつて穴埋めをする、こういうことで企業年金の加入者あるいは受給者の権利保全を図ろう、そういう新しい支払い保証制度を外側として考へたらどうか、こういうお話であります。

これも先ほどから議論が出ておりますけれども、今回の新しい新年金制度を検討する中で、そういう支払い保証制度を設けることによりまして積み立て不足を放置するようないわゆるモラルハザードが出てくるのではないかと、こういう意見。あるいは、強制の制度としてそうした支払い保証制度を考へる場合に、だれがその運営をするのかという運営主体の問題。それから、拠出金をだれからどのようにいただくのかというような問題があるわけでありまして、なかなか合意が得られなかつた、こういうことがございす。

新たな企業年金制度の対象には、もう一点の問題であります。これまで積み立て義務を課せられていた厚生年金基金からの移行グループ、それからもう一つは積み立て義務がなかつた適年からの移行グループもあるわけでありまして、現時点で統一した支払い保証制度を創設するというのとはなかなか公平の観点から難しいということもあつたわけでありまして、本法案におきましては支払い保証制度は盛り込まれていないわけでありま

す。

今後の検討課題ということで整理をさせていただいたところであります。

○福島委員 再度、個人的な意見を申し上げますと、モラルハザードというのは本当に起こるんだろうか。

アメリカの企業年金におきましては支払い保証制度がある。アメリカでモラルハザードが頻発しているという説明は、どこでも余り聞いたことがないですね、なぜかとはお聞きしませんけれども。ですから、基本的には受給権というものの概念がきちつとしてあるんだろうと思うんです。それは、加入者のといいますか、被用者の権利として受給権というものの概念がしっかりとっているのだらう。私は余りそのあたりの法制度について詳しくございせんけれども、どうもそこそこところがあまいだからそのお話、議論が進んでいかないうちうのような気がいたしてならないわけでございます。

この点については、ぜひとも今後とも精力的な検討というものを進めていただきたい、そのように思っております。

そして、今回の確定給付年金法には税制適格年金も移行してくる。積み立て義務がないというので、実態としては随分格差があるという話がございしました。この確定給付年金への移行というのはぜひともスムーズに行われなければならないだろうというふうに思います。

そしてまた、移行するに当たつてのコストというものが非常に重たくて、逆に移行するのではなくて廃止をしてしまふというような選択肢もあり得るわけございまして、もしそのようなことが広がるのであれば、労働者の視点からは大変好ましくないという話にもなるわけございまして、移行をスムーズに進めるためのさまざまな支援を行つていただく必要があるだろうと思ひます。この点についての御見解をお聞きしたいと思います。

○辻政府参考人 適格退職年金から確定給付企業

しか、全体としてこの企業年金のことを考えれば、基礎年金があり、そして一般の皆さん方であれば厚生年金、共済年金がありということ、一階、二階があつて、しかしそれでは将来に對して不十分である、やはりもう少し将来を確実なものと

のにしたいというふうに思われる皆さん方にとつては、このいわゆる三階部分と申しますか、この企業年金の部分というのは大変重要な役割を果たすであろうというふうに思います。

しかし、ここは、かなりすぐれたと申しますか、優秀な企業にお勤めの皆さん方が可能であつて、中小企業にお勤めの皆さん方にとりましては、望みましてもなかなか望めない皆さん方も見えになるわけでございますから、一律にはいかなるところでございまして、一部の皆さん方にとりましては大変これは意味のある年金であるというふうに思っております。

しかし、そこが、この現在の経済状況等で大変な行き詰まりを来しているということも事実であります。ここを打開する、打開できる経済状況になつたときに打つべき手というものを国が示すというところであつて、今、こういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいということを経済の段階で申ししても、それはなかなか絵にかいたおもちになつてしまふ可能性があるのではないかと気がいたします。

経済の回復を待ちながら、しかし、そのときにどうするかということは今から考えておかなければならない、私はそんな思いをいたして今お聞きをいたしておりました。

当たつておりますかどうかはわかりませんけれども、そんな所感でございます。

○福島委員 大変ありがとうございます。

○鈴木委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時五十六分開議
○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。古川元久君。

○古川委員 民主党の古川元久でございます。本日は、今後この確定給付企業年金法案を審議するに当たりまして、その議論をより深めていく

ための前提といたしまして確認しておきたいことを質問させていただきたいと思ひます。今後の質疑の進みぐあい、そして、我が党のこの法案に対する対応を決める上でも重要な意味を持つてまいりますので、ぜひとも誠実に御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、公的年金と私的年金との役割分担についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

年金制度というものは高齢期の所得保障の大きな仕組みであるというふうに考えておりますけれども、そのうち、この法案で規定する企業年金部分というものは、年金制度の中で、いわゆる一階、二階、三階という言い方がありますが、そのうちの三階部分、私的年金に当たるといふふうに思ひます。

ですから、この三階部分を考えるに当たりますのは、当然、一、二階の部分すなわち公的年金部分と、この三階部分に、どのような役割があつて、その分担をどうしていくのか、そうした全体像が明らかになつてこないといふ、二階のことをほうつておいて三階を議論してもそれはやはり十分ではないと思ひます。そういった意味では、全体の姿、その中で公的年金と私的年金がどのような役割分担をしていくのか、そういうことの、全体の姿をぜひ教えていただきたいと思ひます。

その点については政府としてどのように考えておられるか、御答弁をいただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 今お話しただきましたように、一般的に言ひ方として一階、二階、三階という言い方がございますが、いずれにいたしまして、基礎年金部分というのはこれはもう全国民共通部分でございますから、この部分はやはり最も基礎的な年金というふうに位置づけるのが当然ではないかというふうに思ひます。

しかし、国民年金で見ました場合には、それが四十年正式に掛金をいたしても六万七千円でございまして、そうした額でございます。夫婦合

わせまして十三万四千円ということになるわけ

でありますから、それだけで基礎的な生活が十分にできるかといへば、それはやはり十分ではないというふうに思ひますが、最も基礎的な部分として基礎年金。そして、もう少し人間らしい生活をしていくためにはその上に厚生年金というのをやはり重ねていかなければならないというので、厚生年金がでか上がつてきたというふうに思ひます。

この厚生年金の部分までを公的年金というふう

に言うのか、中には、二階建てのところは若干、公的年金だけではないではないかという御意見の方もありますけれども、私は公的年金の部分に入

れていいのではないかとこのように思ひます。

この二階の部分を入れまして、厚生年金の部分を入れて、現役時代のおおむね六割、もう少し正確に言えば五九%という数字が出たりもいたしておりますが、おおむね六割という数字が出ておりますから、それで一応老後をというこ

に思ひます。

この一階、二階の部分がいずれにいたしましては私は必要な年金というふうに考えておりますが、しかし、それではまだ十分でないという考えもあるわけでございますから、ここから上は企業年金という形が生まれたゆえんであるというふう

に思ひますけれども、これはいわゆる退職金と絡みもございますし、これはいろいろの考え方があるのだらうと思ひます。これはやはり年金としていた方がよいとお考えが一方で生まれてきた。企業年金ではありますけれども、そこを三階建てとして年金として位置づけていくということになれば、それはやはり年金の範疇として位置づけて、そして国の方もある程度しっかりとそこを握り、そして国民の皆さん方にお約束ができたというようにしていかなければならないということになつてきたというふうに思ひます。

をすための三階の年金、こういうことになるのではないかと私は思ひます。

○古川委員 今の大臣のお話を聞いておりますと、そうしますと、一、二階の部分で先ほど勤労所得の大体六割という話がございましてけれども、やはりその部分はしっかりと保障するといひますか確保した上で、その上に三階が乗つていく。そういった意味では、今後とも公的年金の給付水準というのは大臣が言われたようなところでやはりちゃんと守つていくんだ、そういう御決意というふうな受け取つてよろしいんですか。

○坂口国務大臣 そこはやはり守らなければなら

ない線だといふふうに思ひます。

○古川委員 わかりました。

そうした視点をもとに、では次に、企業年金の性格について御質問をさせていただきますと思ひ

ます。

先日、我が党の大島議員の代表質問の中でも企業年金の性格について話があつたと思ひますが、大島議員は、私もそのとおりだと思ひますが、企業年金の性格については基本的には退職金の支払いの一形態ではないか、そういうふう

いての大臣の御見解をぜひ伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 現実問題といたしまして、退職金の一形態と申しますか、退職金と年金とを両にらみにしたような形で企業年金というのが存在することは、私は事実だと思います。そうではなくて、退職金とは全く別個に、退職金は退職金としてお支払いをする、企業年金は企業年金として積み上げる、こういう年金も存在することも事実でございます。しかし、どちらが多いかといえは、やはり退職金と関連をした企業年金というものが、私は正確な統計数字を見たわけではございませんが、私の感じといたしましては多いんじゃないかという感じがいたします。

ですから、そういう、退職金とそして年金とを正確に立て分けてやっております企業年金もありまして、そして退職金と企業年金とが込みになっていると申しますと言葉が適当かどうかわかりませんが、そういう年金と、私は両方あるという感じがいたします。

そこで、この性格は、そういうことでありますからなかなか性格づけも難しくなるわけでございますが、しかし、その中でなぜ年金が生まれてきたのか、退職金なら退職金で出せばそれでいいではないかということですが、それが年金という形になぜなってきたかということにつきましては、国民の皆さん方の多くの方が、やはり年金形式というものに賛成をされる方もかなり多かったのではないかと気がいたします。そうしたところから企業年金という形のものが生まれてきたのではないかと、私は思っております。

そういったしますと、年金という形にしてほしいというふうに皆さん方が御主張になります以上、年金としてそれはお守りをしていくというか、年金がちゃんと支払いができるようなことをやはり国の方もある程度守っていくかなければならないということになってくるのではないかと、そういうことで今日を迎えているというのが私の認識でございます。

○古川委員 まことに申しわけありませんが、ちよつと大臣のおっしゃっている意味がよくわからないのでございますが、年金形式を望むという声が多いから年金になったということであれば、それはつまり、退職金として一時金でもらうかわりに年金という形にしたんじゃないか。そうすると、これは退職金の一形態ということなんじゃないでしょうか。

だから、そのところ、企業年金部分が退職金の一部なのか……（発言する者あり）退職金というのは、今後ろから声が上がりましたけれども、給与の後払いという性格があるわけですね。そのうちであるか、そうじゃない、退職金は退職金であつてその上にまた積み重なるものかどうかによつて、当然、それをどれくらい保護していくかというところは、その性格をどう位置づけるかによつて決まってくると思うんですね。

ですから、先ほどの大臣のお話で、今存在している企業年金には退職金的な性格のものもあればそうでないものもあるということになったら、その性格によつて、例えば受給権の保護とかその強さは、当然私は本来違つてきてしかるべきじゃないかと思うんです。それが、今回その両方のものを、性格が違ふものがあるというのに同じに扱うというのであれば、それは私は若干の問題があるのじゃないかと思ひますし、また、そうでないのであれば、今大臣がおっしゃった感じだと、やはり企業年金というのは退職金の一部というふうには、その性格を大臣も見えておられるのかなと思うんですが、その辺の性格づけというものを政府としてどう考えておられるのか。

こういう制度をつくるわけですね。当然、ではどういう方向にこういう年金制度というものを位置づけていったらいいのか、やはりその部分を、方向性というものをちゃんと持たれた上で制度というものを提案していただかないと、いや、世の中に今存在している企業年金には退職金型のもので年金型のものであります、年金型というものは勤労者の人たちが望んだから年金型になったん

ですとなると、聞いていてわけがわからないわけですから、ただ事実としてこうだということだけ

です。ですから、そういうもので企業年金というものはあるべきだ、そういう性格を政府としてどう認識しておられるか。やはりそういうものがちゃんと明らかにした上で、だからそういう形としてとらえているからこそこういう制度を提案したんですと、そういったものが言われて、我々はあるほどということになっていくわけなんです。

とりわけ、今度この一月から厚生労働省になつたわけでございます、そういう意味では、昔ですと、いやそれは、退職金の話は労働省ですといつて、お役所が分かれて、役所がばらばらでということだったかもしれないが、今は一つの役所になつていくわけですから、働き始めてからずつと、最後退職して、その後まで、勤労者の人たちの一生をトータルとしてやはり見ていく、ビジョンといいますか、そういうものがなければ勤労者も本当に安心して働くことができないんじゃないかと思ひます。

もう一度大臣に御確認したいと思うんですが、どういふふうにご性格を見えておられるのか。

○坂口国務大臣 そこはそれほど明確に答えられないところ、難しいところがあるわけでございますが、退職金の場合には、退職金をただ年金化したというのではないと思ひます、これは、退職金と年金とが一元化されたような形というのは、やはり退職金だけをもう少しプラス企業年金というところの方が額からいしましても平均して多くなるんだらうと思ひます。だから、単なる退職金を年金に割つたというのでは決してない。そこは私は、単なる退職金を年金として分割をして出すということとはかなり違うというふうに思っております。

ですから、企業年金の場合には完全に、先ほど申しましたように、退職金と年金とを分けている部分もある。しかし、退職金が一部入ってくる部分がありますけれども、しかし、そこは退職金プ

ラス年金ということになっていくところの方が多いのではないかと、いふふうに私は思ひます。

○古川委員 もうちよつとこの辺で少し聞かせていただきたいんですが、そうなりますと、今の大臣のお話ですと、例えば形態として、概念的なお話を申し上げますと、退職金の一部を年金という形にした、純粹にそういう形式と、退職金の一部にプラス付加部分がついたような、それが一番多い形態じゃないかと思ひますが、そういう部分と、純粹にもう退職金とは全く分かれた、純粹の年金としての付加部分がある、そういう二種類が概念的に言えば存在するというふうにお考えなんですか。

○辻政府参考人 今大臣のお答えになりましたことにつきまして、数字をもちまして少し説明をさせていただきます。

今、この法案の前提となります厚生年金基金、これは明らかに厚生年金の年金ということでございますけれども、もう一つ、税制適格年金、これはこのたび新確定給付年金法の対象となるということで大きな議論になるわけでございますが、この税制適格年金につきまして、信託契約という形でやるものについてのデータがございますので見ますと、これは……（古川委員「僕は数字を聞いてるんじゃないのよ」と呼ぶ）はい。退職金と全く調整なく年金であるというのが一部ございまして、それ以外、退職金と調整があるという税制適格年金があり、退職金が全部移行したものと一部移行したものとがあるという意味で、退職金と年金がそのような関係を持っているということでございます。あくまでも年金化された税制適格年金というものは年金でございますので、年金としての保護が必要であるという整理になっておるわけでございます。

○古川委員 私が聞いているのは、法律上の扱いが年金になっているから年金だとか、そういうことじゃないんです。

私が聞いていることは、この年金としてもらう部分のところ全体として、別に法律上の名前が

退職金だと年金だと言っているそのことを聞いてあるわけじゃないし、事実としてこういうのがあり、その性格として、この企業年金の部分というのはいわゆる退職金の性格を帯びたもので、その一環の中で、流れの中で出てきたもので、そういうふうな性格を帯びたものであれば、そこから当然私は、受給権の保護とかそういうのも、その性格によって当然制度としてあらわれてくるものがある。それは年金の保護という形で制度上あらわれていいんです。別に退職金を保護するという形であらわれる必要はないと思いますが。しかし、そういうものを、背景となるところの性格をどうとらえておられるか、そこによって初めて制度として出てくることの妥当性というものも審議ができておられるから、その性格について聞いておられるわけでありまして、事実がこうなっているとか、数字がこうです、法律上これは年金に分類されていますというの、それは私が聞いておられることと全く違う話なんです。

ですから、ちゃんとそこを、どういうふうな性格をとらえているのか、別に法律上どうだとか数字はどうなっているじゃなくて、どういうふうにとらえているかというのを答えてください。

○辻政府参考人 法律上の観点から申しますと、現実に存在する今問題となっている企業年金につきましては、税制適格年金ということで、法人税法に根拠がありまして、一定の年金形式で給付がなされる、それを前提として掛金拠出がなされるものを法的に位置づけられたもので、それを私も保護すべき年金と考えているわけでございます。それが、今申しましたように、沿革的には、退職金の調整がなされるという形で、いわば昭和三十七年、年金という実体物として成長し、発展してきたものである。そのような意味において、退職金が移行したという形態を持ったものであるというふうな位置づけと考えております。

○古川委員 要は、そういう企業年金の背景のところには、退職金に変化をきてきているので、やはりそういう性格があるということと認識した上でやっているとしゃるということではないんです、大臣。

○坂口国務大臣 そこは、私はそれはそうだと思うんですね。

いわゆる退職金というものを、単なる退職金ではなくて、そこにプラスアルファ、そのプラスアルファがどれだけのことはそれぞれ違うんだというふうな思いですが、年金化をしているということになっておられますから、退職金が全然別個のものというのではない、そこに退職金とのかかわりはあるということだと私は思いますね。

○古川委員 最初からそうやって一言答えていただければ次に進めたわけですが、要は、やはりそういう性格づけがあるところを認識した上でこの制度設計というものはやていかなきゃいけないと思いますし、またそういう議論も、きょうそういうところは確認できましたので、また次回以降、私も、その辺のところからの質問をさせていただきたいと思っております。それでは次の方に行きたいと思うんですが、今度は企業年金。

仮に本法案としてまた今国会に提案をされております確定拠出年金法案というものが成立するということになると、企業年金のあり方としては、確定給付年金と、そして今回の中で適格退職年金は十年後は廃止ということですから、その後で残ってくる厚生年金基金と、そして確定拠出年金というものが、将来的には、仮にこの法案が通るとすると、存在するということになるわけでございますが、この年金相互間の企業年金における位置づけといえますか、そして役割分担というものをどのように考えておられるのか、その点について御質問したいと思います。

○坂口国務大臣 今古川議員が御質問になつておられるのは、確定給付企業年金と確定拠出年金との間の連携ということでございますか。(古川委員「あと厚生年金基金」と呼ぶ) それと厚生年金基金、この三つの公的年金がどのように絡み合っているかということをお聞きいただいたらどう思うんです。

この確定給付企業年金というのは現在の確定給付型の企業年金でありますから、これは積み立て義務など、いわゆる現在行われておりますものとして、受給権の保護を図るための措置を講じていかなければならない性格のものだということになります。国民に信頼される企業年金制度を構築していきまうためには、受給権保護というものをやはりどうしてもここはやっていかなければならないというふうな思っています。

ところが、厚生年金基金につきましては、厚生年金、終身年金の給付に上乗せをして、一定以上の独自の給付を一体的に取り扱ふべきもの、そういう性格のものだということになります。確定拠出年金は、公的年金の上乗せの新たな選択肢のものである。

ですから、確定給付企業年金と確定拠出年金とは、これは並列的に論じるべきものと思っております。そして、今までの厚生年金基金は、確定給付企業年金にも確定拠出年金にも移行することもできず、移行しなくてもいい、こういう性格のものでいいかと思っております。

○古川委員 何かよくわかつたような、わからないのでございますけれども。

これは厚生労働省がつくつたものじゃないかなと思うんですが、要は、確定給付企業年金と確定拠出年金の二つの形に企業年金というものはまとめていく方向で考えている。その二つにするかというの、各企業とかあるいは労使の話し合いで選択をしていく。そういう位置づけなのか。

例えば、そうではなくて、厚生年金基金もここにもう一つ横に並ぶような形で存在していくようなもので、まあ今のお話を聞いていると、どうもこの後ろあたりに厚生年金基金がくっついていく。後ろといいますか、どっちにも行き得るとい

う話だというふうになつていくのかよくわかりませんが、ちよつと並列とは違うのかなという感じがしますが。

それについてちゃんと、局長さんでいいですか、説明してもらえますか。

○辻政府参考人 まず、今大臣が申されました確定給付企業年金、これは、今御審査いただいております確定給付企業年金法に基づく新企業年金というもので、今ごらんいただきました資料は、それが一つの体系としてある。そして、確定給付型の企業年金の中で厚生年金基金に基づきます年金というの、この法案とは別に、現に厚生年金保険法に基づいてある。この二つは別の法形式のものでございますが、しかし、確定給付年金という意味で性格が共通いたしておまして、それぞれ法律に基づいて、それぞれの受給権保護の規定が入っているというものでございます。

そして、新確定給付企業年金と今の厚生年金基金の関係はどうかといえ、年金の性格が少し違う。それは具体的には、厚生年金基金は、厚生年金本体の代行給付の上乗せ部分として、しかも終身年金としての性格を持っておるといのが一つ異なる特徴でございます。

そして次に、確定拠出年金法案は、これは内容として、確定給付ではございませんで、あらかじめ給付内容を約束するという年金ではなくて、拠出額が確定されて、そして確定された拠出額をい

わば加入者たる従業員の指図によって運用して、その範囲内のものが年金化されるということで、確定給付と確定拠出と全く性格の異なる、しかしながら三階の私的年金であるということで、別法の体系で、確定拠出年金法案ということで御提案をさせていただいております。

この三つの関係は以上でございます。

○古川委員 性格が異なつておられることはよくわかつておられるんです。要は、私が聞きたいのは、その性格の異なつておられるものを、では、それぞれの年金を、どういう役割というのか、位置づけをしておられるのかということなんですか。

今、厚生年金基金の話がありました、これは別の法で定められています、終身です。では、この確定給付企業年金ができた後も、厚生年金基金を採用するような企業とかがほとんどこれから出てくるというのを想定しているんですか。それともこれは、今あるもの、それをすぐに移行するとかまとめることができないから、やむを得ずそのまま存続するのか。厚生年金基金というものはどういう形で今後生き残っていくものなのか。

そしてまた、当然、確定給付と確定拠出なんかでは役割が違うわけですね。では、どういう役割を確定給付のところには求め、確定拠出の方には求めているのか。その辺の役割分担のところがちゃんと御説明いただけますか。

○辻政府参考人 まず、確定給付間の役割分担、すなわち厚生年金基金と新企業年金の関係について申し上げます。

このたび、税制適格年金、いわゆる適格退職年金というものについて受給権保護をより図るために新企業年金法をつくったわけでございますけれども、これにつきましては、厚生年金基金とはまた別のものがございます。そして、厚生年金基金というものの位置づけといたしましては、厚生年金の本体部分の代行給付の上乗せのプラスアルファ部分を一緒に行うというものでございますが、これは終身年金であるということに私ども非常に大きな特徴を置いております。適格退職年金は、通常、有期年金でございます。

終身年金の企業年金というのは、やはり長い長い間その企業にお勤めになって、その企業でいけばキャリアを積み、そして優秀な人材を育てていくといったようなことを期待する企業にとってふさわしい制度として、今後ともその役割は意義のあるものとして、さまざまな議論がありますのであり方そのもののこれから議論が必要でございますけれども、存続すべきものと考えております。そして、厚生年金基金も、しかしこれからは、むしろ雇用状況の変わる中で、有期年金といった形の企業年金だけでいいという場合は、このたび代

行返上ということを認めることとして、厚生年金基金から企業年金に移行できることとしたしました。

次に、確定拠出年金との関係でございます。

今言いました確定給付年金は、いずれにいたしましても給付を約束するというところでございますので、例えば積み立て不足が生じたときには企業に拠出義務が追加的に生じるというようなことで、どうしても中小の企業にはそこまでやり切れないということ、現実には確定給付の年金が導入しにくい場合が多々ございます。一方において、中小企業におきましては、これからは長期間の雇用ではなくて、中小企業を渡り歩くというような新しいタイプの雇用形態も出てきておりまして、そのような、確定給付を持ってない企業にとりまして、そしてまた、ポータビリティを求める、いわゆる企業を渡り歩いても年金がつかないという状況に対して確定拠出はこたえられるということ。その点、確定給付と確定拠出の間にはまた異なるニーズ、性格がある。

そのような意味で、新しい選択肢ができて、その三つのものを自由に選択するというような形で法体系が組まれております。

ただし、移行規定といたしましては、確定拠出から確定給付には技術的に移行ができませんので、移行規定がありませんで、それ以外の移行関係はすべてこの新しい法体系に入っております。

○古川委員 私が聞きたいのをもう一回言いますと、今のお話ですと、厚生年金基金も何かこの横並びになるような気がするんです、今のお話をすると、そこがこれを見ると、そちらでつくった資料ですよ、厚生年金基金というのは、こつこつに従来の企業年金とあって、国が行う厚生年金の代行であり制約が多いというので、何かこの二つにまとめていくような図があるわけですよ。それから、今のお話聞いていると、何か、では

これからの厚生年金基金というものができてくるのかな、新しい基金ができてくるのかなという思いがありますが、実際にそういうものもやはり想定をしておられるんですか。

それとも、さっきも申し上げたように、事実上やはりもうこれは確定給付企業年金に統一をさせていきたいんだけれども、しかし、今実際に運用している基金もあるし、一気に代行を返上しようといつても返上できないようなところもあるだろう、そういうことで、やむを得ず残していくというもののなか。

それとも、今のおっしゃるようなことであれば、ここに三つ、もう一個厚生年金基金として、今と同じような仕組みで代行もあって、そういうものが並ぶものなのか。

そのところを、役割としてどう考えているのか聞きたいということです。

○辻政府参考人 厚生年金基金につきましては、さきの年金改正の際に厚生年金保険本体の保険料が凍結されたということから、本体の保険料と連動しております、厚生年金基金の免除保険料率と呼んでおりますけれども、これもそれとの関係上凍結せざるを得なかったという事情がございます。

そんなことから、厚生年金基金について、いわば保険料率についての今後のあり方というもののついて、凍結された部分がありますことから、率直に申しまして、少し今、厚生年金基金についてこれからどうするんだという議論が現状にあるのは事実でございます。しかし、そのような本体の保険料の凍結といったものをなるべく早く解除していただく必要があると私どもは思っておりますけれども、そのこととあわせて、やはり今申しました、終身年金としての特性を持ち、そのような制度が老後の生活設計にとっては非常に意義のあるという制度でございますので、そのような今後の検討とあわせて、この制度については、なおこの制度のあり方を、意義というものを前提としてあり方を議論すべきものと考えております。

○古川委員 最後はやはり大臣に答弁いただいた方が、お役所答弁になってしまうので、いいのかなと思ったりもしますが、要は、将来的な方向性というものが見えてこないといけないと思うのですよね。何か最初の話を聞いていたら、将来的にはこれは何らか統合する方向なのかと思ったり、今のお話だと、でもやはり意味があるとかいって、ではどっちなのかよくわからないわけなんですけれども。

やはりそのところも、この法案を審議していく際には、将来的には、例えば別に確定給付企業年金だつて、その中でもし今の終身年金というのを必要であるならば、終身年金の形というのを労使でつくった方がいいわけでしょう、できるわけですよ。厚生年金基金というのは、結局、代行部分がなくて、この代行制度というのは、今や大変に重荷にもなっているし、うまくいかないということがあつて、それであればやはり将来的な方向としてはもう確定給付企業年金、その形に、まあそれは確定拠出でやっていくものもあるかもしれないけれども、大枠としては今回提案されているものに取れないかと思う、そういう方向性があるんじゃないかと思つて私は聞いているのですけれども、今の話を聞いてみると、何か、あるのかないのか、どっちかよくわからない。

適格退職年金についてはこれはもうちゃんと十年で廃止ということがわかつているわけなんですけれども、やはりその厚生年金基金については、それは今お話しになっているような技術上の問題とか物理的な問題とかいろいろ問題があつて、今回は、代行返上もできるけれども、そうじゃないというのもあるよ、そういうことなのか。そうじゃなくて、やはりこれは、これはこれとしてずっと今後とも残していく制度として大事なものだというふうに考えていらつしやるのか。その辺のところを確認させていただきたいと思つていますので、ぜひそこを、大臣から明確な答弁をお願いします。

○坂口国務大臣 これからの雇用形態がどういうふうに進んでいくかということにも大変影響されるというふうに思いますが、今局長が答弁をされましたように、厚生年金基金というのはこれからも生き続けるであろうというふうに思いますが、ただ、先ほど私申しましたように、厚生年金基金から今度ですとこの確定給付型年金の方に整理をしようと思えば移行はできますよ、逆の方向はできません、こういうお話でありまして、これからここは生き続けていく年金である。

しかし、これから先、雇用形態が、現在のようなく長く終身雇用のような雇用形態がだんだんと少なくなっていくというふうなことになるのであれば、主流がどちらに移っていくかということはあるだろうというふうに思いますけれども、今までのような雇用形態がこれからも日本の中に根づいていくということになれば、私は、今までの厚生年金基金も生き続けていくであろうというふうに思います。

○古川委員 そうなると、それは世の中の流れに任せるということで、余り意図はないということなんですかね、大臣のお話を聞きますと、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるかということとは、そもそも今回わざわざ新規にこういう立法をすることの意味にもつながってくると思うんですね。

ほとんど時間がなくなっていますから、次の質問に流れていく中で御質問をしたいと思いますので、今のお話も、今のようにおっしゃるのであれば、私は、現行制度、現行法を改正するようないかなるものかの手続というものはとれたんじゃないか。わざわざ新規立法で対応する理由というのは、今のようにお答えになるのであれば、明確じゃないんじゃないかと思うんですね。

先日の大島議員の質問の中で、企業にとって加重負担になっている厚生年金基金の代行部分の返上を認めることや、税制適格退職年金から厚生年金基金への移行に伴う措置は現行法の改正で可能じゃないかという問いに対しては、法律上、制

度上の技術的な問題で対応できないから、だから新規立法したんだというようなお答えがあったと思うのですが、ただ単に今回の問題というのはそういう技術的な問題なんですか。

それとも、もう少し私が本当は聞きたい、何だか今の大臣の言われたように世の中の流れに従っていきますわというふうじゃなくて、何らかの、こういう方向に企業年金というものを進めていって、誘導していったら、そういう中でちゃんと守るべきことを守っていく、そういう意図があつて出されたものじゃないんですか。

そこはやはり、この前の答弁のように、個別法の対応では法技術上できないから新規立法にしたということなんですか。

○坂口国務大臣 技術的な面はこの前お答えをしたとおりだということに思うのですが、ただ世の中の流れに任せるということではなくて、世の中が非常に多様化をしていく、その多様化に対して対応をしていかなければならないということではないかと思うんですね。

それで、企業によりましては、その職種によるというふうにはありますが、今までのような終身雇用制を維持していけるような企業も存在するでしょう、私はあると思います。しかし、そうはなかなかいかないう企業も存在をする。生まれすぎてすぐに消えていかなければならないような、そういう運命の企業も出てくることも考えられる。

そうした多様な企業の今後の状況ということを考えてみると、今までの一本調子の行き方ではやはり皆さん方の年金というものをなかなか守つていけないのではないかと、今回こうした、一見見ますと甚だ複雑な感じになりますけれども、確定拠出型の年金でありますとかあるいは給付型の年金でありますとか、そうしたものとつくりながらそしてそれに対応をしていこう、こういうふうにしていくというふうに御理解いただければと思います。

○古川委員 今の多様なということであれば、では何で適格退職年金をもうやめてしまおうということ

にするのかなという気が私はするんですね。もし今本当にそういうことであれば、それこそ最初の話に戻るのであれば、三階建ての部分は私的年金として、要は公的年金で生活の水準は保障しながら、それに付加的な部分だということですよ。ね。それであれば、できる限り、労使にとつても、両方にとつて使いやすい制度というものはいろいろな形であつてもいいんじゃないかと思うんですね。

適格退職年金なんというのは、そういった意味では、これは税法上にしか規定されていないわけでありまして、結構使いやすい制度だったのです。だからそこまで広がったんだと思うのですが、今のお話で、多様性ということであれば、何もこれを十年で廃止してしまうということをやらずともいいんじゃないかと思うのです。これも一つの選択肢として残せばいいんじゃないか。そこで必要な措置はとればいいんじゃないか。

だから、中にはうがった見方をする人がいますが、これはもともと国税庁の権限であつたものを厚生省がとつてきた、そういうことを言う人もいえるわけでありまして、ですから、今のようないことを言われるのであれば、そういう疑念を差し挟まれることのないような形の、いろいろなパラメーターのあるような仕組み、三階建ての部分ですから、やはりそういうものがあつてもいいんじゃないかというふうに思うわけなんです。

何か今のお話を聞いていると、一方ではそういうふうにおっしゃりながら、使い勝手のよかつた適格退職年金はもう十年でなしよ。そうなりまして、適格退職年金、今までもかなり解散が相次いでいるわけでありまして、それをもっとある意味で制約の厳しい確定給付型の方にかわれといつて、かわれるのかどうか。かわらないと、どんどんなくなつていってしまったら、今よりも状況が悪くなつて、選択肢も少なくなつてしま

う。経営者にとつても、そして雇用者にとつても、雇われている者にとつても、勤労者にとつても

もそういう選択肢が少なくなつてしまふ。それで今大臣がおっしゃつたような趣旨に合わないんじゃないか。

ですから、そのところがどうも、ちゃんとした、今回立法することの意思。私は、欲目で見れば、年金というものについては厚生労働省が全体として責任を持つてちゃんとやっていきますという意思のあらわれとして、責任のとれない国税庁

部分も含めて、労働省も一緒になつたわけですからトータルとして見て考えて、そういう中で責任を持つてやっていかれる。そういう意思のあらわれかなというふうに見れば思つてもみただけですが、どうもきょうのお話を聞いていると、将来はその後の社会状況の変化によりましてという話で、何かこれでは、本当にこういう形で厚生労働省に年金のところをみんな任せていいのかなという気になるんですが、そこについてはちゃんとした御決意があるんですね。

○坂口国務大臣 これは局長にお答えしていただくわけにいかないと思いますから、私がお答えをしなければならぬというふうに思います。

適格退職年金は、なるほど使い勝手がよかつたかもしれないけれども、しかし、なかなか使い勝手がよかつたがゆえに今度は逆にもらえないというふうなことも起こつたことも事実であります。そこで、年金というふうにながります以上は、ちゃんと皆さん方に正確にお届けのできるような制度を守つていかなきゃならないということなんだらうと思うんですね。そうした意味で、我々は、受給権保護措置というふうには呼んでおりますが、それをやはり明確にしておかなければならないというので、今回そこを明らかにしたわけでございます。

ですから、世の中の流れがどちらへ行くかわからないからそれに身を任せてというのが大丈夫か、こうおっしゃいますけれども、そこはある程度は、今後どういうふうに進んでいくか我々の予測をしがたいところもあるわけでありまして、

○古川委員 一切ないと言いますけれども、こういう細かい話になってきますとそれは次回以降に降りますが、物納を認めるということは、現金じやないわけですから、株券で物納したものは市場で

幾らで売れるかわからないわけですから、評価したものと実際に市場で売ったときの差額が出た場合にそれをどこで補てんするのかとか、やはりちゃんとそういったことの損失負担のルールとかそういうものが明らかでなければ、これは私は、そういう損失を今回の制度改正の中で隠ぺいしようとしているのじゃないか、そういった疑惑というのはいくらも去れないと思います。

そういった意味では、こうしたスキーム、今の厚生年金基金とか適格退職年金から移行ができるようなスキームがあるわけですから、これは、現行制度のちゃんとした情報の開示と、移行するときのスキームというものをきっちり明確にやばりこの法案を審議する際には提示をしていただかないと、この法案自体に対しても私たちどういふ対応をしたらいいのかわからないのは最終的にはやはり決められないと思うのです。ですから、今から申し上げることをぜひ次の審議までには具体的に提示をしていただきたいと思うのです。

まず現行の厚生年金基金と適格退職年金についてですが、ぜひ情報開示をしていただきたいのは、一点目は、各厚生年金基金の積み立て不足の実態。それから、厚生年金基金連合会、これは第二の住専ということを言う人もいっているわけですね、そうになっているわけですから、この厚生年金基金連合会の積み立て不足の実態。それから、適格退職年金に関する積み立て不足の実態。これはちゃんとみんな把握しているわけですか。

○辻政府参考人 まず御指摘の厚生年金基金、厚生年金基金連合会、積み立て不足の実態を含めまして、これにつきましては、各基金の決算の結果は報告を受け、集計、公表をいたしておりますし、連合会につきましても、決算については大臣承認となっているとともに、連合会みずから官報によって決算結果を公表しておりますので、これはもう明らかになっております。

そして、適格退職年金につきましても、これは財務省の御所管でございますけれども、決算を行政に報告する制度にはなっていないという事実関係にござります。

係にござります。

○古川委員 本日は適格退職年金についてもちゃんとその辺は把握していないと、今回のこういうことは、では実際にその適格退職年金がどうやって動くのかということもわからないわけですから、やはりそこは本来把握してもらいたいわけでありまして、今持っている情報についてはぜひちゃんと出していただくということをお願いしたいと思っております。

あと、厚生年金基金から企業年金への移行に伴う代行返上のスキーム、これは計算式も含めてしっかりと示していただきたいと思いますし、また、先ほど申し上げましたけれども、代行返上の際の物納に係る評価の方法についてもちゃんと我々が理解できるように資料を出していただきたいというふうに思います。ありますね、それは。

○辻政府参考人 今御指摘の点、法律に明記されておりますことを含めまして、できる限りの資料を先生に提出させていただきます。(発言する者あり)

○古川委員 これは別に私一人ではなくて、みんなが委員会審議の中で使うものですから。ぜひ提出をしていただきたいと思います。

時間になってしまいましたのでこれで終わりたいと思いますけれども、きょう御質問しましたのは、最初に申し上げましたように、今後審議をしていく上で基礎的な指標といえますか、考え方をしたでたしていただきたいことをたださせていただきます。今後そうした点をもっと深く次回以降審議を進めていきたいと思いますので、ぜひとも御協力いただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

確定給付企業年金法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第一節 確定給付企業年金の開始
第二章 確定給付企業年金の開始	第一節 通則(第三条)
第三章 規約の承認(第四条・第七条)	第二節 企業年金基金(第八条・第二十四条)
第四章 加入者(第二十五条・第二十八条)	第三節 加入者(第二十五条・第二十八条)
第五章 給付	第一節 通則(第二十九条・第三十五条)
第六章 老齢給付金(第三十六条・第四十条)	第二節 老齢給付金(第三十六条・第四十条)
第七章 脱退一時金(第四十一条・第四十二条)	第三節 脱退一時金(第四十一条・第四十二条)
第八章 障害給付金(第四十三条・第四十六条)	第四節 障害給付金(第四十三条・第四十六条)
第九章 遺族給付金(第四十七条・第五十一条)	第五節 遺族給付金(第四十七条・第五十一条)
第十章 給付の制限(第五十二条・第五十四条)	第六節 給付の制限(第五十二条・第五十四条)
第十一章 掛金(第五十五条・第五十八条)	第六節 積立金の積立て及び運用(第五十九条・第六十一条)
第十二章 行為準則(第六十二条・第七十三条)	第七節 行為準則(第六十二条・第七十三条)
第十三章 確定給付企業年金の移行等(第七十四・七十五条)	第八節 確定給付企業年金の移行等(第七十四・七十五条)
第十四章 確定給付企業年金の終了及び清算(第七十六・七十七条)	第九節 確定給付企業年金の終了及び清算(第七十六・七十七条)
第十五章 確定給付企業年金についての税制上の措置(第九十二条)	第十節 確定給付企業年金についての税制上の措置(第九十二条)
第十六章 雑則(第九十三条・第九十六条)	第十一節 雑則(第九十三条・第九十六条)
第十七章 他年金制度との間の移行等	第十二節 他年金制度との間の移行等
第十八章 確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移行等(第九十七条・第九十八条)	第十三節 確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移行等(第九十七条・第九十八条)
第十九章 罰則(第九十九条・第一百零四条)	第十四節 罰則(第九十九条・第一百零四条)
第二十章 附則	第十五節 附則
第二十一章 第一章 総則	第十六節 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第十一章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者(以下「加入者」という。)に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された団体をいう。

第二章 確定給付企業年金の開始

第一節 通則

(確定給付企業年金の実施)

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業

業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」という。)を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。

二 企業年金基金(以下「基金」という。)の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2 確定給付企業年金は、一の厚生年金適用事業所について一に限り実施することができる。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

3 二以上の厚生年金適用事業所について確定給付企業年金を実施しようとする場合においては、第一項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

第二節 規約の承認

(規約で定める事項)

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第九十七号、第九十一条第一項並びに第九十七号第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 実施事業所の名称及び所在地(厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)

三 事業主が第六十五條第一項の規定により締

結した契約の相手方(以下「資産管理運用機関」という。)及び事業主が同条第二項の規定により投資(一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結した投資顧問業者(同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。)の名称及び住所

四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

五 確定給付企業年金の給付(以下「給付」という。)の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法(給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。))の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。)

六 掛金の提出に関する事項(加入者が掛金を負担する場合にあつては、当該負担に関する事項を含む。)

七 事業年度その他財務に関する事項

八 終了及び清算に関する事項

九 その他政令で定める事項

(規約の承認の基準等)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の承認をするものとする。

一 前条各号に掲げる事項が定められていること。

二 前条第四号に規定する資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度及び退職手当制度(第十二条第一項第二号において「企業年金制度等」という。)が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 第二十九條第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。

四 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

五 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた規約を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更等)

第六条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第七条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第三節 企業年金基金

(組織)

第八条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する。

(法人格)

第九条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第十条 基金は、その名称中に企業年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、企業年金基金という名称を用いてはならない。

(基金の規約で定める事項)

第十一条 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 代議員及び代議員会に関する事項

四 役員に関する事項

五 解散及び清算に関する事項

六 公告に関する事項

七 その他政令で定める事項

(基金の設立認可の基準等)

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

一 前条の規定により規約において定めることとされている事項が定められていること。

二 規約に第四条第四号に規定する資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている企業年金制度等

が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 規約に第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。

四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

七 その他政令で定める要件

2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第二号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号の承認を受けた規約」とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。

（成立の時期）

第十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

（理事長が選任されるまでの間の理事長の職務）
第十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした事業主が、理事長の職務を行う。この場合において、当該事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

（公告）

第十五条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名義その他政令で定める事項を公告しなければならない。

（基金の規約の変更等）

第十六条 基金は、規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規約の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第五条第二項及び第三項並びに第十二条第一項の規定は、第一項の変更の認可について準用する。この場合において、第五条第二項及び第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。

第十七条 基金は、規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

2 第五条第三項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。

（代議員会）

第十八条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。

第十九条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（政令への委任）

第二十条 前二条に定めるもののほか、代議員会

の招集、議事の手続その他代議員及び代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

（役員）

第二十一条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第二十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

（理事長の代表権の制限）

第二十三条 基金と理事長（前条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

（政令への委任）

第二十四条 前三条に定めるもののほか、役員に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 加入者

（加入者）

第二十五条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者とならない。

（資格取得の時期）

第二十六条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 実施事業所に使用される者が、規約により定められている資格を取得したとき。

（資格喪失の時期）

第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 規約により定められている資格を喪失したとき。

（加入者期間）

第二十八条 加入者である期間（以下「加入者期

間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。

2 加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者については、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者となる前の期間を加入者期間に算入することができる。

第四章 給付

第一節 通則

(給付の種類)

第二十九条 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金(以下「基金型企業年金」という。)を実施する場合にあっては、基金。以下「事業主等」という。)は、次に掲げる給付を行うものとする。

一 老齢給付金

二 脱退一時金

2 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行うことができる。

一 障害給付金

二 遺族給付金

(裁定)

第三十条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、事業主等が裁定する。

2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。

3 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理

運用機関等」という。)は、第一項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

(受給要件)

第三十一条 給付を受けるための要件は、規約で定めるところによる。

2 前項に規定する要件は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反するものであってはならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(給付の額)

第三十二条 給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定した額とする。

2 前項に規定する給付の額は、加入者期間又は当該加入者期間における給付の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なものであるとして政令で定める方法により算定されたものでなければならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(年金給付の支給期間等)

第三十三条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならぬ。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十四条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができる。(政令への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、給付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 老齢給付金

(支給要件)

第三十六条 老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たしたときとなったときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件(第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。)を満たすものでなければならない。

一 六十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

二 政令で定める年齢以上六十歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)

3 前項第二号の政令で定める年齢は、五十歳未満であつてはならない。

4 規約において、二十年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

(支給の繰下げ)

第三十七条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であつて老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定める時から始めるものとする。

(支給の方法)

第三十八条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、一

時金として支給することができる。

(支給停止)

第三十九条 老齢給付金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、第三十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、老齢給付金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(失権)

第四十条 老齢給付金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。

二 老齢給付金の支給期間が終了したとき。

三 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第三節 脱退一時金

(脱退一時金)

第四十一条 脱退一時金は、加入者が、第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、その他の規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たしたときとなったときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

二 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに脱退一時金を支給する旨が定められている場合に限る。)

3 前項第一号に係る脱退一時金を受けるための要件として、規約において、三年を超える加入者期間を定めてはならない。

4 第一項に規定する脱退一時金を受けるための

要件を満たす者(第二十七条第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなつた者に限る。)は、規約で定めるところにより、事業主等に当該脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をすることができ、

(支給の方法)

第四十二条 脱退一時金は、一時金として支給する。

第四節 障害給付金

(支給要件)

第四十三条 障害給付金は、規約において障害給付金を支給することを定めている場合に、規約で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に支給するものとする。

- 一 疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項において「初診日」という。)において加入者であつた者であつて、初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))があるときは、その日。次号において「障害認定日」という。)から第三十六条第二項第一号の規約で定める年齢に達するまでの間において、その傷病により規約で定める程度の障害の状態に該当するに至つたもの
- 二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この号において「基準傷病」という。)に係る初診日において加入者であつた者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日から第三十六条第二項第一号の規約で定める年齢に達するまでの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して規約で定める程度の障害の状態に該当するに至つたもの

2 前項各号に規定する規約で定める程度の障害

の状態は、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する一級、二級及び三級の障害等級のうち政令で定めるものの範囲内でなければならぬ。

(支給の方法)

第四十四条 障害給付金は、規約で定めるところにより、年金又は一時金として支給するものとする。

(支給停止)

第四十五条 障害給付金は、受給権者が第四十三条第一項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止するものとする。

- 2 障害給付金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四十三条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。
- 一 老齢給付金を支給されたとき。
- 二 脱退一時金を支給されたとき。
- 三 当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償給付若しくは障害給付又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による障害を支給事由とする給付を受ける権利を取得したとき。

第四十六条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 障害給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 障害給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 障害給付金の全部を一時金として支給されたとき。

(失権)

第五節 遺族給付金

(支給要件)

第四十七条 遺族給付金は、規約において遺族給付金を支給することを定めている場合であつて、加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者その他政令で定める者のうち規約で定めるもの(以下この章において「給付対象者」という。)が死亡したときに、その者の遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲)

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位(第五十一条第二項において「順位」という。)は、規約で定めるところによる。

- 一 配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子(給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたその他の親族

(支給の方法)

第四十九条 遺族給付金は、規約で定めるところにより、年金又は一時金として支給するものとする。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

第五十条 老齢給付金又は障害給付金の給付を受けている者が死亡したときにその遺族に対し年金として支給する遺族給付金の支給期間については、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間として規約において一定の期間を定めていた場合は、第三十三条ただし書の規定にかかわらず、五年未満とすることができる。ただし、当該老齢給付金又は障害給付金の支給期間のうち給付を受けていない期間を下回ることができない。

(失権)

第五十一条 遺族給付金の受給権は、次の各号の

いずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 遺族給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該受給権者の次の順位の遺族に遺族給付金を支給することができる。
- 3 遺族給付金の受給権は、規約で定めるところにより、受給権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅するものとする。

- 一 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 二 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- 三 離縁により、給付対象者との親族関係が終了したとき。

第六節 給付の制限

第五十二条 加入者又は加入者であつた者が、故意に、障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、当該障害を支給事由とする障害給付金は、支給しないものとする。

第五十三条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しないものとする。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第五十四条 加入者又は加入者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回

復を妨げたとき、その他政令で定める場合には、規約で定めるところにより、給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五章 掛金

(掛金)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を提出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。

4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。

一 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。

二 一定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。

(掛金の納付)

第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。

2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法(昭和三十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあつては、当該基金の同意を得たときに限る。

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十三条の二第一項の規定に基づき、勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が提出

した掛金とみなす。

(掛金の額の基準)

第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額の子想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(財政再計算)

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前条の基準に従つて、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

第六章 積立金の積立て及び運用

(積立金の積立て)

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)を積み立てなければならない。

(積立金の額)

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者(以下「加入者等」という。)に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならない。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の子想額の現価から掛金収入の額の子想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の子想額を計算し、これらの子想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

第六十一条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)

及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)を上回っているかどうかを計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の再計算)

第六十二条 事業主等は、前条の規定による計算の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の提出)

第六十三条 事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として提出しなければならない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第六十四条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛金の額から厚生労働省令で定めるところにより控除しなければならない。

2 積立上限額は、当該確定給付企業年金の財政の安定性を長期間にわたつて確実に確保することができ、積立金の水準を上回る額として、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた

事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)を相手方とする信託の契約

二 生命保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等)をいう。以下同じ。)を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。)を相手方とする生命共済の契約

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定めるところにより、投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約(第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

4 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理運用契約(第一項各号に掲げる契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方となるべき者を定めて、資産管理運用契約を締結しなければならない。

5 資産管理運用契約が解除されたときは、当該解除された資産管理運用契約に係る資産管理運用機関は、速やかに、当該資産管理運用契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理運用機関に移換しなければならない。

(基金の積立金の運用に関する契約)

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関して、前条第一項各号のいずれかに掲げる契約又は投資一任契約を締結

しなければならない。

2 基金は、前項の規定により投資・任契約を締結する場合においては、当該投資・任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

4 基金は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は証券会社その他の政令で定めるもの（次項において「金融機関等」という。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用することができる。

5 基金は、前項に規定する有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。

（積立金の運用）
第六十七條 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならない。

（政令への委任）
第六十八條 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 行為準則
（事業主の行為準則）
第六十九條 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図

る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。

二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為（基金の理事の行為準則）
第七十條 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六條第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約（以下「基金資産運用契約」という。）を締結すること。

二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為
3 基金の理事が第二十二條第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。
（資産管理運用機関の行為準則）
第七十一條 資産管理運用機関（契約投資顧問業者を含む。）は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

（基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則）
第七十二條 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければ

ならない。

（業務概況の周知）
第七十三條 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならない。

第八章 確定給付企業年金間の移行等
（規約型企業年金の統合）
第七十四條 確定給付企業年金（基金型企業年金を除く。以下「規約型企業年金」という。）を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。

2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意（第七十八條において「労働組合等の同意」という。）を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
4 第一項の規定により統合された規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、第三條第一項第一号の承認を受けたものとみなす。
5 第一項に規定する当該規約型企業年金及び他の規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、その効力を失う。

（規約型企業年金の分割）
第七十五條 規約型企業年金を共同して実施している事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を分割することができる。
2 前項の規定により分割された規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、第三條第一項第一号の承認を受けたものとみなす。
3 第一項に規定する規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、その効力を失う。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の承認の申請を行う場合について準用する。

（基金の合併）
第七十六條 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
2 前項の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

3 合併によって基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

4 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。
（基金の分割）
第七十七條 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
2 基金の分割は、実施事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立される基金の加入者となるべき被用者年金被保険者等又は分割後存続する基金の加入者である被用者年金被保険者等の数が、第十二條第一項第四号（基金を共同して設立している場合にあっては、同項第五号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まなければならない。

4 分割によって基金を設立するには、分割により設立される基金の実施事業所となるべき厚生年金適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。
5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 前条第二項の規定は、第一項及び前項の認可の申請を行う場合について準用する。

(実施事業所の増減)

第七十八条 事業主等がその実施事業所を増加させ、又は減少せよとするとときは、その増加又は減少に係る厚生年金適用事業所の事業主の全部の同意及び労働組合等の同意を得なければならない。

2 前項の規定により基金が当該実施事業所を減少させるときは、基金の加入者の数が、実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合)にあつては、同項第五号の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まなければならない。

3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

4 第七十四条第三項の規定は、第一項の労働組合等の同意を得る場合について準用する。

(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転)

第七十九条 事業主等(以下この条において「移転事業主等」という。)は、確定給付企業年金(以下この条において「移転確定給付企業年金」という。)の実施事業所(政令で定める場合)にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。が他の確定給付企業年金(以下この条において「承継確定給付企業年金」という。)の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、承継確定給付企業

年金の事業主等(以下この条において「承継事業主等」という。)に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができ。

2 承継事業主等は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 前項の規定により承継事業主等が権利義務を承継する場合においては、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

4 第七十四条第二項及び第三項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限り)が第一項の承認の申請を行う場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限り)が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。

5 第七十六条第二項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限り)が第一項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限り)が第二項の認可の申請を行う場合について準用する。

(規約型企業年金から基金への移行)

第八十条 規約型企業年金の事業主は、当該事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合)にあつては、当該規約型企業年金を実施している事業主の全部が基金を設立しているとき、又は設立することとなるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、当該基金に、当該規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 当該基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を

承継することができる。

3 当該規約型企業年金は、前項の認可があつた時に第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認があつたものとみなす。この場合において、第八十七条、第八十八条並びに第八十九条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により当該基金が権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金の資産管理運用機関から当該基金に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(基金から規約型企業年金への移行)

第八十一条 基金は、その実施事業所の事業主(基金を共同して設立している場合にあっては、当該基金を設立している事業主の全部)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 当該基金は、前項の承認があつた時に第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可があつたものとみなす。この場合において、第八十七条、第八十八条並びに第八十九条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合においては、当該基金から当該規約型企業年金の資産管理運用機関に積立金及び第八十九条第六項に規定する残余財産を移換するものとする。

5 第七十六条第二項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四条第二項及び

第三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減並びに確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(確定給付企業年金の終了)

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に終了する。
一 次条第一項の規定による終了の承認があつたとき。

二 第八十六条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。

三 第二百二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとする。
一 第八十五条第一項の認可があつたとき。
二 第二百二条第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。

(厚生労働大臣の承認による終了)

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた

規約」とあるのは、「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。

(基金の解散)

第八十五条 基金は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決したとき、又は基金の事業の継続が不可能となったときは、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の解散の認可があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「認可を受けた旨」と読み替えるものとする。

(規約型企業年金の規約の失効)

第八十六条 事業主(確定給付企業年金を共同して実施している場合にあつては、当該確定給付企業年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その実施する規約型企業年金の規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

- 一 事業主が死亡したとき、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産により解散したとき、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき、その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなつたとき(前各号に掲げる場合を除く。) 厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

(終了時の掛金の一括提出)

第八十七条 第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了する場合において、当該終了する

日における積立金の額が、当該終了する日を第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回るときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して提出しなければならない。

(支給義務の消滅)

第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第八十九条 規約型企業年金が第八十三条第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。

2 基金が第八十三条第二項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業主その他政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができる。

4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- 一 第一項又は第二項の規定により清算人となる者がいないとき。
- 二 規約型企業年金が第八十三条第一項第三号の規定により終了したとき、又は基金が同条第二項第二号の規定により解散したとき。
- 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。

6 終了した確定給付企業年金の残余財産(政令で定めるものを除く。)は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負つていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

7 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

8 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定(規約型企業年金の清算については、同法第七十三条の規定を除く。)は、確定給付企業年金の清算について準用する。

(清算に係る報告の徴収等)

第九十条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分と違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていたり認めるときは、期間を定めて、終了した規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人に対し、その清算事務について違反の

の清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 終了した規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該事業主又は基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の解任を命ずることができる。

(政令への委任)

第九十一条 この章に定めるもののほか、確定給付企業年金の終了及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 確定給付企業年金についての税制上の措置

第九十二条 確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる。

第十一章 雑則

(業務の委託)

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

(福祉事業)

第九十四条 基金は、第四章に規定する給付を行うほか、加入者等の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、加入者等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

(財務)

第九十五条 事業主等は、事業年度その他財務に

関しては、この法律の規定によるほか、政令で定めるところによらなければならない。

(年金数理)

第九十六条 事業主等は、適正な年金数理に基づいて、給付の設計、掛金の額の計算及び決算を行わなければならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第九十七条 この法律に基づき事業主等(第三条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む。)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを厚生年金保険法第七十六条の二第二項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第一百条 事業主等は、毎事業年度終了後四月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金の実施事業所又は基金の主たる事務所に備へ付けて置かなければならない。

3 加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の

閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(報告の徴収等)

第一百一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等に対し、確定給付企業年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事業主等に対する監督)

第一百二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、事業主等の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは基金の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくはその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、規約型企業年金又は基金の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 事業主が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消すことができる。

4 基金若しくはその役員が第二項の命令に違反したときは、又は基金が第二項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一

部の解任を命ずることができる。

5 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

6 事業主若しくは基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその確定給付企業年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の承認を取り消し、又は基金の解散を命ずることができる。

(期間の計算)

第一百三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(権限の委任)

第一百四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(実施規定)

第一百五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(経過措置)

第一百六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十二章 他の年金制度との間の移行等

第一節 確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移行等

(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転)

第一百七条 事業主等は、確定給付企業年金の実施事業所(政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が厚生年金基金の設立事業所(厚生年金保険法第七十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)となつており、又は設立事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可)を受けて、当該厚生年金基金に、当該実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第七十七条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

4 第二項の規定により厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該厚生年金基金に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第一項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(規約型企業年金から厚生年金基金への移行)

第一百八条 規約型企業年金の事業主は、当該事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合にあつては、当該規約型企業年金を実施している事業主の全部)が厚生年金基金を設立しているとき、又は設立することとなるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、当該厚生年金基金に、当該規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ること

ができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 前項の規定により厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金の資産管理運用機関から当該厚生年金基金に積立金を移換するものとする。

4 第八十条第三項の規定は、第一項に規定する当該規約型企業年金について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第八十条第二項」と読み替えるものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、前条第三項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(基金から厚生年金基金への移行)

第九十九条 基金は、厚生年金保険法第一百一十一条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、基金は、厚生年金基金の規約(厚生年金保険法第一百一十一条第一項に規定する規約をいう)を作り、その他厚生年金基金の設立に必要な行為(同項の規定による認可の申請を除く)をしなければならぬ。

3 厚生年金基金は、基金が第一項の認可を受けた時に成立する。

4 基金は、第一項の認可の時に消滅し、その権利義務は、その時において成立した厚生年金基金が承継する。

5 第七十六条第二項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。

(移行等の際に厚生年金基金の加入員とならない者に係る厚生年金保険法の適用)

第一百十条 前三条の場合において、給付の支給に關する権利義務が厚生年金基金に承継される者であつて当該厚生年金基金の加入員とならない

ものについては、厚生年金保険法第三十一条から第三十三条の一まで、第三十五条並びに第三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)

第一百一十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主(厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部)が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という)を除く)の支給に關する権利義務(当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないもの(第四項において「未支給給付」という)の支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に關する権利義務を除く)の移転を申し出ることができる。

2 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第四十五条第二項の規定による解散の認可があつたものとみなす。この場合において、同法第四十七条第四項、第六十二条の三及び第六十二条の四の規定は適用せず、同法第三十八条第六項及び第四十六條の規定の適用については、同法第三十八條第六項中「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第四十六條中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付(第三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。)」とする。

とする。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該規約型企業年金の資産管理運用機関に年金給付等積立金(厚生年金保険法第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金であつて、未支給給付及び第三十三条第一項の規定により政府が徴収することとなる同項に規定する責任準備金に相当する部分を除く)及び同法第四十七條第四項に規定する残余財産を移換するものとする。

5 第七十七条第三項の規定は第一項の申請を行う場合について、第七十四条第二項及び第三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(厚生年金基金から基金への移行)

第一百十二条 厚生年金基金は、第三條第一項第二号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、厚生年金基金は、基金の規約を作り、その他基金の設立に必要な行為(第三條第一項第二号の規定による認可の申請を除く)をしなければならぬ。

3 基金は、厚生年金基金が第一項の認可を受けた時に成立する。

4 厚生年金基金は、第一項の認可の時に消滅し、その権利義務(厚生年金代行給付(消滅した日までに支給すべきであつた給付を除く)の支給に關する権利義務を除き、次条第一項の規定により同項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付する義務を含む)は、その時において成立した基金が承継する。

5 前項の規定により厚生年金基金が消滅したときは、消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金を解散した厚生年金基金とみなして厚生年金保険法第三十八條第六項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金が解散する」とあるのは「基金が確定給付企業年金法

第一百十二条第四項の規定により消滅する」と、「当該解散する日」とあるのは「当該消滅する日」と、「当該基金」とあるのは「当該消滅した基金の権利義務を承継した企業年金基金」と、「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」とする。

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に關しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第三十一条から第三十三条の一まで、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第六十九條から第七十二条まで、第七十四條において準用する同法第九十八條第三項及び第四項、第七十八條並びに第七十九條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。

7 第七十七条第三項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第一百十三条 政府は、厚生年金基金が第一百一十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付(厚生年金代行給付に限る)の支給に關する義務を負つていない者に係る厚生年金保険法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金(以下「解散厚生年金基金等」という)から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生

年金基金連合会から徴収する徴収金とみなし
て、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項
から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八
条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の
三まで、第九十二条第一項及び第三項、第二百
二条第二項並びに第二百四十四条の規定を適用する。
(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額
の一部の物納)

第百十四条 前条第一項の規定に基づき、政府が
解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準
備金に相当する額を徴収する場合においては、
解散厚生年金基金等は、政令で定めるところに
より、厚生労働大臣の許可を得て、当該責任準
備金に相当する額の一部について、国債、株式
その他の有価証券であつて政令で定めるもの
による物納(以下この条において「物納」とい
う。)をすることが出来る。

2 前項の厚生労働大臣の許可の申請は、第百十
一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二
条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に
行わなければならない。

3 物納に充てることが出来る有価証券は、当該
有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ご
とに、証券取引法第二十八条に規定する有
価証券指数の変動と一致するように運用するこ
とができるように組み合わされたものであること
その他の厚生年金保険法第七十九条の二に規
定する積立金の安全かつ効率的な運用に資する
ものとして厚生労働省令で定める要件を満たす
ものでなければならない。

4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、
政令で定めるところにより、当該物納に係る有
価証券を年金基金運用基金又は年金基金運用基
金と資金の管理及び運用に関する契約を締結す
る者(以下この項において「年金基金運用基金
等」という。)に移換するものとする。この場合
において、当該有価証券は、年金基金運用基金
等が年金基金運用基金法(平成十二年法律第十
九号)第一条に規定する年金基金の管理及び運

用のために取得したものとする。

5 前項の場合において、当該有価証券の価額と
して政令で定めるところにより算定した額は、
政令で定めるところにより、厚生年金保険法第
七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣
が年金基金運用基金に対し寄託したものとな
す。

6 第四項の規定による有価証券の移換に伴う手
数料その他の費用については、解散厚生年金基
金等が負担するものとする。
(移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給
理由とする給付等の取扱い)

第百十五条 第百七条第二項、第百八条第二項又
は第百九条第四項の規定により規約型企業年金
の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務
又は基金の権利義務を承継した厚生年金基金が
支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又
は一時金たる給付(第百七条第二項、第百八条
第二項又は第百九条第一項の認可を受けた日に
おいて当該規約型企業年金又は基金の遺族給付
金の受給権を有する者に支給するものに限る。
)については、当該年金たる給付又は一時金たる
給付を遺族給付金とみなして、第三十四条の規
定を適用し、厚生年金保険法第三十六条にお
いて準用する同法第四十一条の規定は適用しな
い。

2 第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規
定により厚生年金基金の権利義務を承継した事
業主等が給付を行う遺族給付金(第百十一条第
二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の
認可を受けた日において当該厚生年金基金の死
亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金た
る給付の受給権を有する者に支給するものに限
る。)については、当該遺族給付金を厚生年金基
金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給
付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保
險法第三十六条において準用する同法第四十
一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用
しない。

(政令への委任)

第百十六条 この節に定めるもののほか、確定給
付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の
移転及び承継並びに解散厚生年金基金等からの
徴収金の徴収に関し必要な事項は、政令で定め
る。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出
年金への移行

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)
第百十七条 事業主等は、規約で定めるところに
より、積立金の一部を、実施事業所の事業主が
実施する企業型年金(確定拠出年金法(平成十三
年法律第 号)第一条第二項に規定する企
業型年金をいう。以下同じ。)における当該実施
事業所に使用される加入者の個人別管理資産を
(同条第十二項に規定する個人別管理資産をい
う。以下同じ。)に充てる場合には、政令で定め
るところにより、当該積立金の一部を、当該事
業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年
金の資産管理機関(同条第七項第一号ロに規定
する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換す
ることが出来る。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年
金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加
入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以
下この条において「移換加入者」という。)とな
るべき者の二分の一以上の同意並びに加入者の
うち移換加入者となるべき者以外の者の二分の
一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施
される実施事業所が二以上であるときは、同項
の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事
業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企
業年金の事業主等は、規約で定めるところによ
り、残余財産の全部又は一部を、当該終了した
確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の
事業主が実施する企業型年金における当該厚生
年金適用事業所に使用される被用者年金被保険

者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令
で定めるところにより、当該残余財産の全部又
は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換
することができる。この場合において、第八十
九条第六項中「残余財産(政令で定めるものを
除く。）」とあるのは、「残余財産(政令で定める
もの及び第百十七条第四項の規定により移換さ
れたものを除く。）」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年
金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型
年金を実施する場合における当該確定給付企業
年金に関するこの法律その他の法令の規定の適
用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三章 罰則

第百十八条 第九十条第一項又は第百一条第一項
の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告
をし、又はこれらの規定による当該職員との質問
に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、
若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役
又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関して、前項の違反行為をしたときは、行
為者を罰するほか、その法人又は人に対して
も、前項の罰金刑を科する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした事業主若しくは規約
型企業年金の清算人又は基金の役員、代理人若
しくは使用人その他の従業者若しくはその清算
人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十条第四項又は第百二条第一項の規定
による命令に違反したとき。

二 第百条第一項の規定に違反して、報告をせ
ず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百二十条 第七條第一項又は第十七條第一項の
規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出
をした事業主又は基金の役員は、百万円以下の
過料に処する。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第九号

(厚生年金保険法の一部改正)

六条の五」に、「第八款 解散及び清算（第四百四

給付」を「年金たる給付」に改め、同条第三項中「生命保険会社」の下に「、農業協同組合連

合会」を加える。

第三百三十一條（見出しを含む。）第三百三十二條、第三百三十三條並びに第三百三十三條の二第一項から第三項まで及び第五項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改める。

第三百三十四條中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第三百三十五條（見出しを含む。）中「年金給付」を「老齡年金給付」に改める。

第三百三十六條中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「年金給付について」を「年金たる給付について」に、「死亡を支給理由とする一時金たる給付（以下「死亡一時金」という。）を「死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に、「年金給付又は」を「老齡年金給付又は」に改める。

第三百三十六條の三第一項第二号を次のように改める。

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み

第三百三十六條の四第三項中「保険料」の下に「又は共済掛金」を加え、第九章第一節第五款中同条の次に次の一条を加える。

（行為準則）

第三百三十六條の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

一 第三百三十條の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約

二 第三百三十條の二第二項（第三百三十六條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による信託の契約

三 第三百三十六條の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

四 第三百三十六條の三第三項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

第三百三十八條第一項中「年金給付」を「年金

たる給付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

第三百三十八條第二項中「掛金は、年金給付」を「掛金（第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項及び第四項において同じ。）は、老齡年金給付」に改め、同条に次の二項を加える。

5 基金の設立事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

6 基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を、設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

第三百三十九條第一項中「掛金」の下に「（前条第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項において同じ。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第五項及び第六項の規定により徴収する掛金については、事業主が負担するものとする。ただし、加入員は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該掛金の一部を負担することができる。

第四百四十條第一項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三百三十八條第一項の政令で定める場合にあつては、この限りでない。

第四百四十條第五項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改め、同条第八項及び第九項中「前

条第七項」を「前条第八項」に改める。

第四百四十一條第二項中「第三百三十九條第四項」を「第三百三十九條第五項」に改める。

第四百四十二條第四項ただし書及び第四百四十三條第七項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改める。

第四百四十四條の二第一項中「甲基金の設立事業所（」の下に「政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。」を加え、「年金給付の額」を「老齡年金給付の額」に、「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に改め、同条第二項中「加入員を除く。」の下に「又はその死亡を支給理由とする甲基金の年金たる給付の受給権を有する者（次項において「遺族」という。）」を加え、「年金給付の額」を「老齡年金給付の額」に、「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に改め、同条第三項中「資格を喪失した者」の下に「又はその遺族」を加え、同条第六項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第八項中「年金給付」を「老齡年金給付」に改める。

第四百四十六條（見出しを含む。）中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第四百四十七條第四項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、「（以下「解散基金加入員」という。）」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第九章第一節中第八款を第九款とし、第七款の次に次の一款を加える。

第八款 確定拠出年金への移行

（確定拠出年金を実施する場合における手続）

第四百四十四條の三 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定

拠出年金法（平成十二年法律第 号）第二

条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条において同じ。）における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産（同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下この条において同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員（以下この条において「移換加入員」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち移換加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の移換加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第四百四十七條第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（第四百四十四條の三第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 前各項に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政

令で定める。

第百四十九条第一項中「解散基金加入員」を「解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百五十三条第一項第六号中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百五十九条第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第五項中「一部を」の下に「政令で定めるところにより、」を加え、「その他政令で定める」を「農業協同組合連合会その他の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百三十条第四項」を「第百三十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連合会は、前項に規定する業務のほか、第百四十七条第四項に規定する残余財産の交付を受け、同項に規定する者について、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付を行うことができる。

第百五十九条の二の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に、「若しくは生命保険会社」を「生命保険会社若しくは農業協同組合連合会」に、「若しくは保険」を「保険若しくは共済」に改める。

第百六十条第一項、第三項、第五項及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十条の二第三項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「死亡一時金」を「死亡を支給理由とする一時金（以下「死亡一時金」という。）」に改め、同条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十一条第一項及び第二項、第百六十二

条第一項並びに第百六十二條の二中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十二条の三第二項、第三項、第五項及び第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（障害給付等に係る残余財産の交付）

第百六十二条の四 連合会が第百五十九条第二項に規定する業務を行つてゐる場合に於ては、解散した基金は、規約の定めるところにより、第百四十七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産（前条第四項の規定により交付を申し出たものを除く）の交付を連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定による申出に従ひ、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該第百四十七条第四項に規定する者に対し、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付を支給するものとする。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第百六十二条の四第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第百四十七条第四項に規定する者」と、同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し」とあるのは「第百六十二条の四第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第百四十七条第四項に規定する者」と、それぞれ読み替へるものとする。

4 第百六十条第二項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項において読み替へて準用する。前条第七項の規定による通知について準用する。

第百六十三条中「第百五十九条第一項の年金給付」を「連合会が支給する年金たる給付」に改める。

第百六十三條の二の見出し及び同条第一項並びに第百六十三條の三第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十四条第一項中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「第三十九条第二項前段並びに第百三十五條の規定は、連合会が支給する年金給付について」を「並びに第三十九

条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第百三十五條の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について」に、「に係る年金給付」を「に係る老齢年金給付」に、「死亡一時金」を「連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第三項中「第百三十六條の四まで」を「第百三十六條の五まで」に改める。

第百六十七條の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条中「解散基金加入員」を「第百四十七條第四項に規定する者」に、「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百六十八條第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第百六十九條並びに第百七十條第一項及び第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百七十二條中「年金給付」を「年金たる給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百七十三條及び第百七十四條中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百七十六條第一項中「第百三十條第四項又は第百五十九條第五項」を「第百三十條第五項又は第百五十九條第六項」に改める。

第百七十七條の次に次の一條を加える。

（業務概況の周知）
第百七十七條の二 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。

第百八十二條第一項第三号中「第百三十九條第三項」を「第百三十九條第四項」に改める。

附則第七條の六の見出し及び同条第一項から第五項まで、第七條の七第一項から第四項まで、第十三條第一項から第四項まで、第十三條の二第一項から第五項まで、第十三條の三、第十三條の七第一項から第五項まで並びに第十三條の八第一項から第四項まで及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第三十條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例）

第三十條 当分の間、解散しようとする基金又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第

号）第百十二條第一項の規定により企業年金基金となろうとする基金は、政令で定めるところにより、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間に係る第百三十二條第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。

2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第四十四條の二、第百三十二條第二項その他のこの法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、認可を受けた日以降の加入員であつた期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一條第五項の規定の適用については、認可を受けた日以降、当該基金の加入員を基金の加入員でないものとみなす。

三 当該基金については、第八十一條の三、第百三十九條第七項及び第八項並びに第百四十條第八項及び第九項の規定を適用しな

い。

四 第四百四十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、「基金が附則第三十条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

3 第一項の認可を受けた基金は、遅滞なく、解散に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をしなければならぬ。

附則第三十一条を削る。

(改正規定の施行のために必要な準備)

第九条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による認可の手続は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四百四十条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金が確定給付企業年金法平成十三年法律第 号(第百一十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は同法第百十二條第四項の規定により消滅した場合における当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)

二 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における当該厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

第四百四十条の二第三項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

附則第十七条の二第五項中「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

附則第三十条第一項中「(平成十三年法律第 号)」を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二条の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項中「年金たる給付」を「厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。))」に改め、同条第二項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十三条第一項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十四条の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十五条中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭和六十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に改める。

附則第七條第一項中「年金たる給付」を「新法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第二項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八條第二項から第六項までの規定中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付(次項において「老齢年金給付」という。))」に、「厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項まで」を「同法附則第十三條第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に、「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第三項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五條第一項中「指定基金は」の下に「、この条から附則第五十八條までの規定に基づき」を加え、「厚生年金保険法第百三十

條第一項から第三項までに規定する業務のほか」を削り、同条第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

附則第五十六條第二項中「第百三十八條第二項から第四項まで、第百三十九條第一項から第五項まで」を「第百三十八條第二項から第六項まで、第百三十九條第一項から第六項まで」に改める。

附則第六十三條第一項中「第百三十九條第三項」を「第百三十九條第四項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六條のうち厚生年金保険法第百三十九條第六項の改正規定中「第百三十九條第六項」を「第百三十九條第七項」に改める。

第十五條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十三條の次に一條を加える改正規定中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

第二十條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十八條第一項の改正規定中「厚生年金保険法附則第十三條第二項」を「同法附則第十三條第二項」に改める。」「厚生年金保険法第百三十條第一項」を「同法第百三十條第一項」に改める。

附則第七條第三項第一号中「年金たる給付」を「厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。))」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第九條の見出し及び同条第一項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第十條第一項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第二項中「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に、

「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第十一條第二項中「第百三十九條第六項又は第七項」を「第百三十九條第七項又は第八項」に、「同條第六項若しくは第七項」を「同條第七項若しくは第八項」に改める。

附則第二十三條の見出し及び同條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第三項各号並びに第二十六條中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第十六條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五條中「国庫納付金」の下に、「確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第百十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金」を加える。

第八條第一項の次に次の一項を加える。
確定給付企業年金法第百十四條第五項ニ規定スル有価証券ノ価額トシテ算定シタル額ハ政令ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ積立金トシテ積立テラレタルモノト看做ス
（中小企業退職金共済法の一部改正）
第十七條 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

第十三條の二第一項中「に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四條第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約」を「について確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第一條第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で定める制度」に、「特定適格退職年金契約等」を「特定企業年金制度等」に、「締結する」を「実施する」に、「特定適格退職年金契約等」を「締結した」を「特定企業年金制度等を実施した」に、「当該特定適格退職年金契約等の相手方」を「同法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同條第三項第一号中「当該被共済者に係

る特定適格退職年金契約等が締結される」を「特定企業年金制度等が実施される」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）
第十八條 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「又は厚生年金基金」を「厚生年金基金又は企業年金基金」に改める。

第五十三條の見出し並びに同條第一項及び第二項中「厚生年金基金」の下に「及び企業年金基金」を加え、同條に次の一項を加える。
4 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第百二十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第五十三條第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十二條第一項第一号中「及び」の下に「同法」を加え、同條第三項第六号中「又は」の下に「同法」を加える。

第百八條の見出し並びに同條第一項及び第二項中「厚生年金基金」の下に「企業年金基金」を加え、同條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第百二十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第百八條第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（相続税法の一部改正）
第十九條 相続税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「目的とする信託」の下に「その他の信託」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）
第二十條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の四中「を行う内国法人及び同法第百四十五條の三に規定する退職年金業務等を行う外国法人」を「（同法附則第二十條第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人」に改め、「第十條の二」の下に「及び同法附則第二十條第一項」を加える。

第六十八條の五第一項中「第八十四條第三項」を「附則第二十條第三項」に、「同條第二項第一号から第三号まで」を「同條第二項各号」に改め、「（同法第百四十五條の三において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）を削り、「同項第一号イ」を「同項第一号ロ」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に、「同項第一号イ」を「同項第二号ロ」に、「同項第三号イ」を「同項第三号ロ」に改める。

（国税徴収法の一部改正）
第二十一條 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七條第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第三十八條第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金」を加え、「及び法人税法第八十四條第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される」を「その他政令で定める」に改め、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定給付企業年金法第三十八條第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二條（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金」を加え、「及び当該適格退職年金契約に基づいて支給される」を「その他政令で定める」に改める。

（所得税法の一部改正）
第二十二條 所得税法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付企業年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に關する契約で政令で定めるもの」を加える。

第三十一條第三号中「法人税法第八十四條第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）の規定」に、「その一時金が支給される基因となつた勤務をした者」を「同法第二十五條第一項（加入者）に規定する加入者」に、「当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「同法第三條第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された」に、「当該勤務をした者」を「当該加入者」に、「一時金で政令」を「一時金として政令」に改める。

第三十五條第三項第三号中「第三十一條第三号に規定する契約」を「確定給付企業年金法の規定」に、「退職年金当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「年金（第三十一條第三号に規定する規約に基づいて拠出された）に、「その退職年金」を「その年金」に、「基因となつた勤務をした者」を「同法第二十五條第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）」に、「年金で政令」を「年金として政令」に改める。

第七十六條第三項中「掲げる契約のうち、当該契約又は規約」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 確定給付企業年金法第三條第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に關する契約で政令で定めるもの
第百七十六條第一項第二号中「適格退職年金

契約、厚生年金基金契約を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「又は国民年金基金」を「国民年金基金」に改め、「規定する契約」の下に「又はこれらに類する退職年金に類する契約で政令で定めるもの」を加える。

第二百二条中「契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「規約に基づいて拠出された」に、「勤務をした者」を「加入者」に、「あるときは」を「あるとき（これに類する場合として政令で定める場合を含む）」に、「負担した金額を」を「負担した金額（政令で定めるものを含む）」に改める。

第二百三条の三第二号中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第二百三条の四第二号中「第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に規定する退職年金」を「確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金」に、「同号に規定する契約

企業年金基金 確定給付企業年金法

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 前条の規定による改正後の所得税法の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第二十四条 法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に類する契約で政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「適格退

に基づいて払い込まれた保険料又は」を「第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に規定する規約に基づいて拠出された」に、「勤務をした者」を「加入者」に、「その退職年金」を「その年金」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金の支払をする場合（政令で定める場合に限る。）その年金の額から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する公的年金等の支払があったものとみなす。

第二百二十七条中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「契約に係る」を「契約並びにこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る」に改める。
別表第一第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

職年金契約、厚生年金基金契約を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を、「又は厚生年金基金」の下に「若しくは企業年金基金」を、「当該厚生年金基金」の下に「若しくは当該企業年金基金」を加える。

第八十四条第一項中「適格退職年金契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、」を削り、「生命保険、預貯金の受入れ」を「生命保険、生命共済、預貯金の受入れ」に、「（年金給付）」を「（年金たる給付）」に改め、「管理の受託の業務」の下に「確定給付年金資産管理

運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第 号）第五十九条（積立金の積立）に規定する積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務」を加え、同条第二項第一号中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号イを削り、同号ロ中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額
ハ 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第二号中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に改め、同号イを削り、同号ロ中「責任準備金額」を「保険業法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この

号及び第四号において「責任準備金額」という。）に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金基金資産運用契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛金の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に改め、同号イを次のように改める。

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額
第八十四条第二項第三号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金基金資産運用契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額

でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第五号中「厚生年金基金契約又は」を「厚生年金基金契約、確定給付年金基金資産運用契約又は」に改め、同号を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその預貯金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第七号を次のように改める。

七 厚生年金基金契約又は確定給付年金基金資産運用契約に係る有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の管理の受託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部

分の金額でその有価証券その他の資産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいい、これらの規定に規定する」を削り、「規定する信託の契約をいい」の下に「前二項に規定する確定給付年金資産運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同条第二項に規定する信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約をいい」を加える。

附則に次の一条を加える。

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算に規定する退職年金業務等）に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第百四十五条の三）（外国法人

に係る退職年金等積立金の額の計算）において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 適格退職年金契約に係る信託の業務を行う法人 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第一号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二 適格退職年金契約に係る生命保険の業務を行う法人 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第二号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第百六十六条第一項（責任準備金）（同法第百九十九条（業務等）に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

三 適格退職年金契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号（共済）に関する

る施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。） 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第三号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

3 前二項に規定する適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約（平成十四年四月一日前に締結されたもの（同日以後に締結されたものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

4 前項の場合において、平成二十四年四月一日以後同項の契約が継続しているときは、同日以後のこの法律その他租税に関する法令の規定の適用については、当該契約は、同項に規定する適格退職年金契約に含まれないものとみなす。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第二第一号の表学校法人の項の次に次のように加える。

企業年金基金 確定給付企業年金法

（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）

第二十五条 事業主等は、その実施事業所の事業主が前条の規定による改正後の法人税法（以下

「新法人税法」という。附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の承認（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、当該適格退職年金契約に係る同条第二項第一号に規定する信託の受益者又は同項第二号に規定する保険金受取人若しくは同項第三号に規定する共済金受取人（以下「移行適格退職年金受益者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に、事業主が前項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に基金が前項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

3 第一項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、第三十六条第二項及び第四十一条第二項の適用については、第三十六条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等）については、別に政令で定める要件とし」と、第四十一条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等）については、別に政令で定める要件」とする。

（適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移換）

第二十六条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第七十七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第三十一条から第三十三条の二まで、第三十五条並びに第三百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金

共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額で、次に掲げる額を合算して得た金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（次項において「引渡金額」という。）を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該附則別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えないときは、百二十月）を超えないことができる。

一 附則別表の上欄に定める金額に当該退職金

共済契約の効力が生じた日における掛金月額を千円で除した数乗じて得た金額

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

（印紙税法の一部改正）

第二十九条 印紙税法昭和四十二年法律第二十三号の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「（基金の業務）並びに第三百三十条の二第一項及び第二項（年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）又は第五百五十九条（連合会の業務）並びに第五百五十九条の二第一項及び第二項（年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に掲げる給付」を「第一項から第三項まで（基金の業務）又は第五百五十九条第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第三項第一号（連合会の業務）に掲げる事業」に、「第三百三十七条の十五第一項（連合会の業務）に掲げる給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）に掲げる事業」に、「第四十条（支給要件）に掲げる給付」を「第四十条（支給要件）に規定する給付」に改め、同表の作成者の欄中「（厚生年金基金連合会、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）又は生命保険会社）を「又は厚生年金基金連合会」に改め、同表に次のように加える。

確定給付企業年金法（平成十三年法律第三号）第三十条第三項（裁定）	企業年金基金
に規定する給付に関する文書	

(登録免許税法の一部改正)
第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 企業年金基金	確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)	一 事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記(同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行う定めがある場合に当該企業年金基金が受ける登記に限る。)	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。
------------	-----------------------	--	---

別表第三の三の項の第三欄中「(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)」を削り、同表の六の項を次のように改める。

六 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 厚生年金保険法第三十条第四項又は第百五十九条第四項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。
---------------------	------------------------	---	---

(消費税法の一部改正)

第三十一条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を加える。

金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。
別表第三第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

企業年金基金

確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)

(地価税法の一部改正)
第三十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

(地方税法の一部改正)

第三十三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。
第三十四条第一項第五号中「掲げる契約」を「掲げる契約又は規約」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第三十一条に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

第七十二条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。
第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金

金連合会」の下に「企業年金基金」を加える。

第七十二条の八十第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第七十三条の七第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。
十八 厚生年金基金が確定給付企業年金法第百九条第四項の規定により権利を承継する場合又は企業年金基金が同法第百十二条第四項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
第二百九十四条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第三百十四条の二第一項第五号中「掲げる契約」を「掲げる契約又は規約」に改め、同号ホを次のように改める。
ホ 確定給付企業年金法第三十一条に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「厚生年金基金連合会」の下に「企業年金基金」を加える。
第五百八十六條第二項第五号の三中「第百三十条第三項又は第百五十九条第三項」を「第百三十条第四項又は第百五十九条第四項」に改め、同項中第五号の五を削り、第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加

える。

五の四 企業年金基金が確定給付企業年金法

第九十四条に規定する加入者等の福利及び厚生に関する事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供する土地

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三十四條第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三十四條の二第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第三十五条 保険業法の一部を次のように改正する。

附則第一条の十二の次に次の一条を加える。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例)

第一条の十三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第百十三條第一項に規定する解散厚生年金基金等(以下この条において「解散厚生年金基金等」という。)が、同法第百十四條第一項の規定により責任準備金(同法第百十三條第一項に規定する責任準備金をいう。)に相当する額の一部について物納(同法第百十四條第一項に規定する物納をいう。以下この条において同じ。)をする場合において、当該物納に充てるため、生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この条において同じ。)から当該解散厚生年金基金等が締結した生命保険の契約に係る資産の引渡しを受けるときは、当該資産の引渡しは、内閣府令で定めるところにより、当該資産の額に相当する金額の保険金、返戻金その他の給

付金の支払とみなして、この法律の規定を適用する。

2 年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第百十四條第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金資金運用基金と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第百号の二中「確定拠出年金事業」を「確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表

金額		月数
一、〇〇〇円	二月	一月
二、〇一〇円	三月	二月
三、〇一〇円	四月	三月
四、〇二〇円	五月	四月
五、〇三〇円	六月	五月
六、〇四〇円	七月	六月
七、〇六〇円	八月	七月
八、〇七〇円		八月

九、〇九〇円	九月
一〇、一二〇円	一〇月
一一、一四〇円	十一月
一二、一七〇円	十二月
一三、二〇〇円	一月
一四、二三〇円	二月
一五、二七〇円	三月
一六、三〇〇円	四月
一七、三四〇円	五月
一八、三九〇円	六月
一九、四三〇円	七月
二〇、四八〇円	八月
二一、五三〇円	九月
二二、五八〇円	一〇月
二三、六四〇円	十一月
二四、七〇〇円	十二月
二五、七六〇円	一月
二六、八二〇円	二月
二七、八九〇円	三月
二八、九六〇円	四月
三〇、〇三〇円	五月
三一、一〇〇円	六月
三一、一八〇円	七月
三三、二六〇円	八月
三四、三四〇円	九月
三五、四二〇円	一〇月
三六、五一〇円	十一月
三七、六〇〇円	十二月
三八、六九〇円	一月

三九、七九〇円	二月
四〇、八九〇円	三月
四一、九九〇円	四月
四三、〇九〇円	五月
四四、二〇〇円	六月
四五、三一〇円	七月
四六、四二〇円	八月
四七、五三〇円	九月
四八、六五〇円	一〇月
四九、七七〇円	十一月
五〇、八九〇円	十二月
五一、〇二〇円	一月
五三、一五〇円	二月
五四、二八〇円	三月
五五、四一〇円	四月
五六、五五〇円	五月
五七、六九〇円	六月
五八、八三〇円	七月
五九、九八〇円	八月
六一、一二〇円	九月
六二、二七〇円	一〇月
六三、四三〇円	十一月
六四、五八〇円	十二月
六五、七四〇円	一月
六六、九一〇円	二月
六八、〇七〇円	三月
六九、二四〇円	四月
七〇、四一〇円	五月
七一、六〇〇円	六月

七二、八〇〇円	六七月
七四、〇〇〇円	六八月
七五、二〇〇円	六九月
七六、四〇〇円	七〇月
七七、六〇〇円	七一月
七八、八〇〇円	七二月
八〇、〇〇〇円	七三月
八一、二〇〇円	七四月
八二、四〇〇円	七五月
八三、六〇〇円	七六月
八四、八〇〇円	七七月
八六、〇〇〇円	七八月
八七、二〇〇円	七九月
八八、四〇〇円	八〇月
八九、六〇〇円	八一月
九〇、八〇〇円	八二月
九二、一〇〇円	八三月
九三、四〇〇円	八四月
九四、七〇〇円	八五月
九六、〇〇〇円	八六月
九七、二〇〇円	八七月
九八、四〇〇円	八八月
九九、六〇〇円	八九月
一〇〇、八〇〇円	九〇月
一〇二、〇〇〇円	九一月
一〇三、二〇〇円	九二月
一〇四、五〇〇円	九三月
一〇五、八〇〇円	九四月
一〇七、一〇〇円	九五月

一〇八、四〇〇円	九六月
一〇九、七〇〇円	九七月
一一一、〇〇〇円	九八月
一二一、三〇〇円	九九月
一二三、六〇〇円	一〇〇月
一二四、九〇〇円	一〇一月
一二六、二〇〇円	一〇二月
一二七、五〇〇円	一〇三月
一二八、八〇〇円	一〇四月
一二〇、一〇〇円	一〇五月
一二一、四〇〇円	一〇六月
一二二、七〇〇円	一〇七月
一二四、〇〇〇円	一〇八月
一二五、四〇〇円	一〇九月
一二六、八〇〇円	一一〇月
一二八、二〇〇円	一一一月
一二九、六〇〇円	一一二月
一三一、〇〇〇円	一一三月
一三一、四〇〇円	一一四月
一三三、八〇〇円	一一五月
一三五、二〇〇円	一一六月
一三六、六〇〇円	一一七月
一三八、〇〇〇円	一一八月
一三九、四〇〇円	一一九月
一四〇、八〇〇円	一二〇月

理由

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、規約、

加入者、給付、掛金及び積立金等に関する規定を設けるとともに、確定給付企業年金又は他の企業年金制度との間の移行に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年四月十八日印刷

平成十三年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局